

平成25年第1回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 平成25年第1回定例会記録

おいらせ町議会 平成25年第1回定例会記録				
招集年月日	平成25年3月7日(木)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成25年3月12日 午前10時02分 議長宣告			
散 会	平成25年3月12日 午後 4時06分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	高 坂 隆 雄	2 番	田 中 正 一
	3 番	平 野 敏 彦	4 番	檜 山 忠
	5 番	日野口 和 子	6 番	川 口 弘 治
	7 番	袴 田 信 男	8 番	沼 端 務
	9 番	吉 村 敏 文	10 番	澤 頭 好 孝
	11 番	立 花 國 雄	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 舘 秀 雄	14 番	松 林 義 光
	15 番	馬 場 正 治	16 番	佐々木 光 雄
不応招議員	なし			
出席議員	16名			
欠席議員	なし			
地方自治法 第121条の規定により説明のため出席した者の 職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	西 舘 芳 信
	分庁サービス課長	日ヶ久保 昇	総 務 課 長	松 林 由 範
	環 境 保 健 課 長	小 向 道 彦	企 画 課 長	田 中 富 栄
	介 護 福 祉 課 長	澤 上 訓	財 政 課 長	橋 本 章
	農 林 水 産 課 長	松 林 泰 之	税 務 課 長	松 林 光 弘
	商 工 観 光 課 長	小 向 仁 生	町 民 課 長	柏 崎 正 光
	教 育 長	袴 田 健 志	教 育 委 員 会 委 員 長	加 藤 正 志
	地 域 整 備 課 長	中 村 恵 一	学 務 課 長	堤 克 人
	会 計 管 理 者	川 村 淳 一	生 涯 学 習 課 長	柏 崎 尚 生
	選挙管理委員会委員長	磯 沼 寛 二	選挙管理委員会事務局長	松 林 由 範
	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	北 向 勝	監 査 委 員 事 務 局 長	袴 田 光 雄
	監 査 委 員	名 古 屋 誠 一	農 業 委 員 会 会 長	中 川 原 卓 雄
	農業委員会事務局長	松 林 泰 之	病 院 事 務 長	山 崎 悠 治
総務課防災安全推進室長	中 野 重 男			

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	袴田 光雄	事務局 次長	小向 正志
	臨時職員	坂井田 五月		
町長提出 議案の題目	1	報告第1号 専決処分の承認を求めることについて (平成24年度おいらせ町一般会計補正予算(第5号)について)		
	2	報告第2号 専決処分の承認を求めることについて (平成24年度おいらせ町一般会計補正予算(第6号)について)		
	3	諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		
	4	議案第1号 おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	5	議案第2号 おいらせ町移動等円滑化のために必要な町道の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について		
	6	議案第3号 おいらせ町公共下水道の構造の基準を定める条例の制定について		
	7	議案第4号 おいらせ町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について		
	8	議案第5号 おいらせ町道に設ける道路標識に関する基準を定める条例の制定について		
	9	議案第6号 おいらせ町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について		
	10	議案第7号 おいらせ町公園条例の一部を改正する条例について		
	11	議案第8号 おいらせ町営住宅条例の一部を改正する条例について		
	12	議案第9号 おいらせ町下水道条例の一部を改正する条例について		
	13	議案第10号 おいらせ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について		
	14	議案第11号 おいらせ町特別会計条例の一部を改正する条例について		
	15	議案第12号 おいらせ町霊園事業財政調整基金条例を廃止する条例について		
	16	議案第13号 町道の路線認定について		
	17	議案第14号 八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金の一部権利放棄について		
	18	議案第15号 八戸地域広域市町村圏事務組合理約の変更について		
	19	議案第16号 八戸市とおいらせ町との間の障害者自立支援法第15条に規定する市町村審査会の事務の委託に関する規約の変更について		
	20	議案第17号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について		
	21	議案第18号 平成24年度おいらせ町一般会計補正予算(第7号)について		
	22	議案第19号 平成24年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について		
	23	議案第20号 平成24年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)について		
	24	議案第21号 平成24年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について		
	25	議案第22号 平成24年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について		
	26	議案第23号 平成24年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第4号)について		

	27 議案第24号 平成24年度おいらせ町霊園事業特別会計補正予算(第2号)について	
	28 議案第25号 平成24年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	
	29 議案第26号 平成24年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第2号)について	
議員提出 議案の題目		
開 議	午前10時02分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の3名を指名した。	
	1 番 高 坂 隆 雄 議 員	
	2 番 田 中 正 一 議 員	
	3 番 平 野 敏 彦 議 員	
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開議宣告	事務局長 (袴田光雄君)	おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 ご着席ください。
	佐々木議長	おはようございます。 私のほうから、会議に入る前に、きのうの議事進行に対しまして若干の不便がございまして、理事者側、答弁者側、また一般質問の方に多少のご迷惑をおかけいたしました。 それから、きょう皆さんにお願いしたいことは、これから予算審議、補正等がありますけれども、款項目に従いまして明確に、何款の何項の何目のどこというように、ページ数を示しながら質問をし、スムーズな議会運営にしたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

		<p>それでは、おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時02分)</p>
議事日程報告	佐々木議長	<p>追加議案について報告しておきます。</p> <p>去る3月8日、木ノ下小学校第2体育館建設工事にかかわる入札が執行され、工事の請負について落札となりますので、契約締結について1件の追加提案をしたい旨の申し出がありました。よって、追加提案書を事前に配付しましたので、ご了承ください。</p> <p>なお、追加提案書の取り扱いについては、15日の最終日に追加日程としてお諮りしたいと思いますので、ご了承願います。</p>
当局の説明	佐々木議長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、報告第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は、平成24年度おいらせ町一般会計補正予算(第5号)について承認を求めるものであります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政課長。</p>
	財政課長 (橋本 章君)	<p>報告第1号につきましては、去る1月25日付をもって専決処分しました平成24年度おいらせ町一般会計補正予算(第5号)について報告し、承認を求めます。</p> <p>その内容につきましては、1月の降雪に伴いまして、除雪経費を補正する必要が生じたことから、歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,396万6,000円としたものであり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたものであります。</p>
	佐々木議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を受けます。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入、歳出全款についての質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから報告第1号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第2、報告第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は、平成24年度おいらせ町一般会計補正予算(第6号)についての承認を求めるものであります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政課長。</p>
	<p>財政課長</p> <p>(橋本 章君)</p>	<p>それでは、報告第2号についてご説明を申し上げます。</p> <p>報告第2号につきましても、去る2月25日付をもって専決処分しました平成24年度おいらせ町一般会計補正予算(第6号)について報告し、承認を求めるとあります。</p> <p>その内容につきましては、予算補正後におきましても、予想を上回る降雪が続いたことに伴い、除雪経費を補正する必要が生じたことから、歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ101億4,896万6,000円としたものであり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたものであります。</p> <p>以上です。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>説明が終わりました。</p>

<p>質疑</p>	<p>3 番 (平野敏彦君)</p>	<p>これから質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 第 1 表、歳入歳出予算補正のうち、歳入、歳出全款についての 質疑を受けます。 質疑ございませんか。 3 番、平野敏彦議員。</p> <p>3 番、平野です。 この専決が立て続けにされております。地方自治法の一部を改 正する法律については、平成 2 4 年 8 月 2 9 日参議院本会議で賛 成多数により可決成立し、9 月 5 日に公布されております。これ からいきますと、専決処分については、内容的に見ますと、副知 事、副市長さんというのをこの専決処分の対象から除外するとか、 それから条例、予算の専決処分については、議会の権限を認める ような改正になっています。今のこの除雪の部分について、予想 しなかったというふうなことでありますが、私はマスコミ等から いけば、まだまだ津軽、そういうふうな部分では豪雪が予測され る天気予報、そういうふうなものでも予測されたわけではありますが、 こういうふうな形で専決をする状況が、町の状況そういうふ うなものを、やはり議会とも確認しながら、対策とかそういうふ うなものを、意見をもっと徴する機会を設けるべきではないのか。 ただ除雪すればいい、予算をとって除雪すればいいというふうな 考え方では私はないと思います。やはり地域の声を、いろいろな 形で議員の声を吸い上げながら対策を立てる、予算を措置する、 そういうふうな方法というのはしかるべき方法だと思いますが、 この辺について答弁願います。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長 副町長 (西館芳信君)</p>	<p>答弁を求めます。 副町長。</p> <p>議員今、地方自治法の一部を改正する法律案の専決のところを 例示しまして、専決のあり方ということに触れたわけですがけれ ども、確かに自治法の中で、そういうふうな要件がちゃんとうたわ れているということでもありますし、私どもとしてはそれに沿って やっているつもりでございます。幾ら今回の地方自治法の改正が</p>

		<p>それに及ばなかったとしても、除雪ということについては、これはやっぱり緊急を要してとして半ば災害に近いものというふうな捉え方をして、一刻も早く住民の要望に応えなければならない、そして内部処理をきちんとしなければならないということを考えれば、従来のやり方でいいのではないのかと。もちろん、ちゃんと専決処分という本来のもののあり方というのは念頭には置いておりますけれども、そういうふうなことで遂行しているということでございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>私は、今副町長が答弁しましたけれども、その考え方で瑕疵がないような言い方をしていますが、私はそうではないと思います。なぜこういうふうな形で補正をするについても、議会の声を聞く場を設けないのかというふうなことを言っているわけです。私は、今のこの中で、例えば高齢者世帯につながっている道路、寝たきり、そういうふうな部分の除雪の要望とか、そういうふうなものを吸い上げる、そういうふうな議会から声を発する、そういうふうな場があるのとないのでは全然違います。救急車が入れないようなところは除雪になっていないところがあるんです。そういうふうなものをちゃんとこういうふうな機会、議会の場で声を吸い上げればいいのではないですか。私は介護福祉課長なりそういうふうなものが、町内のここが、この世帯がこういうふうな人がいて、もし何かあったときにはこの路線をやってくれというふうなことで要望していますか。地域整備課長、聞いていますか。私はそういうふうなものが、情報として出ていってやることによって、町長の言う町民目線の行政が進むと思います。私が聞いているのは、そういうふうな意味です。別にその専決の部分と言っているわけではなくて。町長どうですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>平野議員の言っていることは、今まではしてこなかった部分もあるのかなという気がしておりますし、また慣行的にもう毎年のごとくやってきていたでしょうし、また予算としてもこの地区に、</p>

		<p>おいらせ町にこんなにも過去に例のないほどの除雪費を使うような雪が降ろうとは、恐らく予想だにできなかったということで、こういうふうには2回の補正になったのかなと思っております。ただ、議員の方々に相談をかけるというご意見ですけれども、議員の方々にたびたび、2回例えば補正予算専決しなければならない、来てくださいと言った時点で、逆に迷惑をかけてしまう、こういうことまで我々を呼ぶなというようなご意見もないのかなという気もしておりますし、若干担当者も遠慮した部分もあったのかなと思いますし、また先ほど障害者あるいは体の不自由な方々の、お年寄りとかの、救急車が入れないところもあるんだよというようなご指摘もありますので、それはそれとして、議員だけではなく、町内会長さんあるいはその地区の民生委員の方々と相談しながら対応していければいいのかなという気がしております。本当に議会を開くいとまがないときには、専決という権限というんですか、そういうことを判断できるということもありますので、もし議員の方々がそのたびに呼びかけしたのに来てくれる、こんなことまで要らないよというような意見がなければ、その都度呼びかけてもいいし、またそれでさえも間に合わないときは、やはり専決という手段を選ばなければならないときもあろうかと思っておりますので、その辺はこちらのほうでよく判断をしながら、また議員のご指摘も伺いながら、今後は努めていきたいと思っております。</p>
答弁	<p>佐々木議長 地域整備課長 (中村恵一君)</p>	<p>地域整備課長。 お答えをいたします。 高齢者のお話がございますけれども、今のところデータその他ございませんので、やってございません。ただ、吹きだまり対策のときは、そういった一軒家、その他離れたところはやるようにしています。 以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長 3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。 ことは、町長が言うように予想を超える積雪量というふうなのは、今3月になってもまだ残っている状況を見ても、それはわ</p>

答弁		<p>かります。ただ、やはり除雪の路線が固定化している部分と、今町長が言ったような民生委員とかそういうふうな部分からの声を、どういうふうな形で反映させるのか。私は、介護福祉課長のところで、その持っているデータを開示しながら、名前は別にしても、路線の中でこのポイントを、横の連絡を密にして体制をつくることによって、やっぱり行政との地域の信頼関係というのは生まれてくると思うんです。何回電話しても来ない、やってももらえない、そういうふうな不信感が、いろいろな意味で行政との乖離が生まれるわけですから、私はそういうふうな意味では、介護福祉課長に要望しておきますけれども、やはり自分のところで、町長が言っている町民目線を見たときに、ここの地域、この部分については地域整備課長のほうに情報提供しておくとか、そういうふうな心構えがぜひあってほしい。やっぱり、他の課長も同じですけども、町長が言っているその横の連携、そういうふうな職員のつながり、そういうふうなものが私は希薄ではないかなと思います。そういうふうな意味では、介護福祉課長の持っているデータの横の連携のとり方、今後の対応をちょっと一言答弁いただきたいと思います。</p>
	佐々木議長	<p>答弁を求めます。 介護福祉課長。</p>
	介護福祉課長 (澤上 訓君)	<p>それでは、お答え申し上げます。 今平野議員に言われました後に、大変胸に刺さるようなものもありました。うちのほうとしては、これまで軽度生活援助というふうなことで、本当に歩行できる程度のそちらのほうの雪かき等のサービスを委託してやっているんですけども、そういった救急車等が入れないような道路というものを、今後もう一度点検して、チェックをして連携をとって、地域整備課とのそういった除雪に対応してまいりたいなと思っております。</p>
	佐々木議長 (議員席) 佐々木議長	<p>他にありませんか。 なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。</p>

※なしの声※

当局の説明	(議員席) 佐々木議長	<p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから報告第2号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	佐々木議長	<p>日程第3、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
	町長 (成田 隆君)	<p>諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現在の人権擁護委員であります金田卓也氏が、本年6月30日をもって任期満了となることから、次期の委員候補者として苫米地善敬氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。</p> <p>苫米地氏は、平成20年6月に下田郵便局長を最後に退職されるまでの40年間にわたり、郵便局員として地域に密着した職務に励まれ、地元住民から高い信頼を受けてこられました。また、平成22年4月からは、行政推進委員として地域の発展と住民の相互の親睦に中心的役割を果たし、現在に至っております。</p> <p>同氏のご経歴、温厚篤実な人柄は、人権擁護委員として適任者であると存じますので、何とぞ皆様満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
	佐々木議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件についての質疑を終わります。</p>

	(議員席) 佐々木議長	これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声** なしと認め、討論を終わります。 これから諮問第1号について採決をいたします。 本件は、これを適任とすることにご異議ありませんか。
	(議員席) 佐々木議長	**なしの声** 異議なしと認めます。 よって、本件については適任とすることに決しました。
	佐々木議長	日程第4、議案第1号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。 本案は、現在の教育委員会委員である武田昭子氏が、本年6月8日をもって任期満了となることから、後任に松林正幸氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 なお、同氏は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項に定める保護者枠として選任するものでありまして、さらには地元小学校PTA会長を初め、郡や県の連合PTA役員等も歴任されており、保護者の立場としてはもちろんのこと、その識見と経験から、教育委員会委員として適任者であると存じますので、何とぞ皆様満場のご同意を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。 以上です。
佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 1番、高坂隆雄議員。	
質疑 1番	若干の質問をいたしたいと思います。	

答弁	(高坂隆雄君)	まず、教育委員会の役割について、それから委員の職責についてをお尋ねしたいと思います。あわせて、構成員がどういうふうになっているのかお知らせください。
	佐々木議長	答弁を求めます。 教育長。
	教育長 (袴田健志君)	お答えをいたします。 まず、職責ということでありませけれども、私ども事務方として、町の学校教育、社会教育及び社会体育と、これらの事業についてのご意見を広く求めるというところがまず第一義かと思っております。また、いろいろな教育課題についてご意見を賜ると、そういう職責が教育委員の、そしてこの委員会の責務であると私は認識しております。 また、委員の構成については、町の場合は5名以内ということになっておりまして、現在5名で構成されておりまして、以上でよろしゅうございますでしょうか。 以上でございます。
質疑	佐々木議長	1番。
	1番 (高坂隆雄君)	ありがとうございました。役割と委員の職責、わかりました。 そこで、この方についてであります、この方の職業は現在基地従業員ということではありますが、その中での職業は何なのかお知らせください。あわせて、その職場での地位はどのようなのかもお知らせください。 教育委員会に就任の場合は、会議に出席することになると思いますが、その際多分仕事を休んでの会議出席かと思いますが、その辺は大丈夫なのでしょうか。ある意味においては、教育委員というのはもちろん識者であって人格者であると思うんですが、この地元においての評価としまして、例えばPTA関連以外に地域での活動状況はどのようなのか、その辺もお知らせください。例えば、町内会活動または消防活動含める防災活動等であります。
	佐々木議長	1番、人事案件につきまして、プライバシーにかかわる問題と

<p>質疑</p>	<p>1 番 (高坂隆雄君)</p>	<p>かはお答えできない部分が多数あるかと思しますので、その辺をお含みの上、ご質問願います。</p> <p>はい、わかりました。プライバシーに関するところは当然結構であります。それから、答えられる範囲でお答えいただきたいと思ひます。というのは、やはり同意するに当たっては、その方のことをわからないと何とも言えないと思ひますので、お尋ねをしております。</p> <p>私は、学歴や職歴のみでその人物を判断するのはどうかと思ひておりますが、しかしその人を知る上では一つの判断材料となるのは確かであります。中学生の高校進学を考えた場合に、希望した高校に5点、10点足りずに別の高校を選択する生徒もおります。何が何でも進みたくて猛勉強して点数を伸ばして希望をかなえる生徒もおります。入試で5点、10点、20点伸ばすのは、生徒にとっては相当大変なものと理解をしております。学校の現場では、そういう生徒の指導を、大学で専門の知識を身につけた資格を得た教員が日々ご苦労されております。町教育委員会は、町内の小中学校の現場を中心に、町の教育界全般にわたって高い見識のある5名が指導、助言を行うことが役割だと思ひます。今回の委員選任に当たって、同意できるかどうかを私自身が判断する上で必要でありますので、質問をいたしました。</p> <p>もう一つ確認をいたします。この方は、木ノ下小学校のPTA会長でありますので、当然ご存じのことと思ひますが、スポーツ少年団木ノ下小学校野球部に津軽の鱒ヶ沢から3名の児童が入部して活動していたということを伺っております。それが事実なのかどうか。そして、だとすると、そのことについてどういうふうにお考えになっているのかもお聞きしたいと思ひます。</p> <p>佐々木議長 暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前10時27分)</p> <p>佐々木議長 休憩を取り消し、会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前10時28分)</p> <p>佐々木議長</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
-----------	------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>総務課長 (松林由範君)</p>	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>答弁をさせます。</p> <p>総務課長。</p> <p>それでは、答弁できる部分についてお答えをいたします。</p> <p>まず、町長から指示を受けまして、今提案いたしました松林氏ご本人に、必要な職歴、団体歴等を教えていただいて、この議案書をつくったわけでございますが、その際に、当然職業を持ちながら日中の開催ということでございますので、教育委員会というのはこういう形でやりますよと、大丈夫ですかというのは確認をして、それは大丈夫ですということのご了解を確認しております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長 教育長 (袴田健志君)</p>	<p>教育長。</p> <p>後段のところの、この松林氏のかつてPTA会長であった木ノ下小でのスポーツ少年団活動の野球についての、今議員おっしゃることは承知いたしておりますが、この議案の審議とか質問の中でお答えする内容ではないと承知いたします。したがって、その件についてお知りになりたいのであれば、別の場面でお答えはできます。ここでは控えさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 1番 (高坂隆雄君)</p>	<p>1番。</p> <p>答えられる範囲でお答えをいただいたと、こう理解します。ただ、プライバシーに関したことを私はお尋ねしたつもりはありません。せめてその職場のお仕事内容、要するに職業、それから地位ぐらいはお答えできるのかなと、こう思いました。</p> <p>それから、スポ少の件につきましては別の機会にということですから、別の機会にやはりやっていきたい。というのは、教育委員会になられた場合には、教育委員会の先ほどの役割の中では、学校教育、社会教育、体育教育があるということで、確かに小学</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>校の活動、部活動ではなくスポ少だよとありますが、ではスポ少のその指導はどこが管轄するのかとなった場合に、教育長がお答えになったように、体育教育等になると思いますから、いずれその辺は確認をしていきたいと思います。</p> <p>なぜこういう質問をしたかという、先ほど言ったように、私が同意できるかどうか判断する上で、やはりその人物なり、またどういう考え方をしているのかを確認しなければ、私が判断できないと、こういうことでした。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p> <p>私は、松林正幸氏の個人的な部分、今の提案の個人的な部分については異議はありません。ただ、今議長が言った、その提案された人のプライバシーとか、それから人権にかかわる、否決されればというふうなことです。議会の同意を求めているわけですから、我々は意思表示をする議員として提案されているわけです。ですから、前にも同意が得られないのがあったのではないですか。私は、こういうふうに名前が出てくるということは、前もって当局側が調査をして説明資料を作成して、議会の同意を求めているわけですから、私はやはりその中で、今高坂議員が言っている、ここまでは答弁できる、ここはこういうふうな部分でできますよというふうな形で答弁して、私は差し支えないのではないかと。それから、個々の否決されれば名誉にかかわるようなことを言えますけれども、それだったら提案できないのではないですか。そういうふうな個人的なことを考えれば、私はそう思いますよ。ですから、議会の同意を求めのために松林正幸氏を提案しているわけですから、その中で、やはりいろいろな意味でのデータ、資料、そういうふうなものを補足されることによって議員が判断をして、同意をする、同意しないというふうなことで意思表示をするわけですから、私はさっき議長の言ったところがちょっと意味が理解できません。そういうふうな意味では、質問しているいろいろな形で議論して、同意をするというふうな形でもっていかなければ、私はおかしいのではないかと思います。</p>
-----------	------------------------------------	---

質疑	佐々木議長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>14番、松林義光議員。</p>
	14番 (松林義光君)	<p>今の人事案件で、議運の委員長として議会を混乱させたくないために、議長に要望します。</p> <p>今平野議員が言いました、前にも私も長年議員をやっておりますので、否決された人事案件、けっこうありますよ。それは、やっぱり本人の人柄、識見等々があろうかと思えます。町長がよしとして提案しても、やはり16人の議員の皆さんは、この人はふさわしくないよという判断のもとで否決されることもあります。ですから、今議長がさっき言った発言は、私は取り消してほしいと、こう思います。</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>はい、わかりました。</p> <p>では、先ほど申し上げました、合併前の話は取り消します。</p> <p>ほかにありませんか。</p>
	佐々木議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>1番、高坂議員。</p>
討論	1番 (高坂隆雄君)	<p>討論をいたします。</p> <p>先ほどの質疑の中では、スポ少の件は後日ということにいたしました。木ノ下小学校野球部の後援会長を私もかつてやったことがあります。当時から思っていました。一生懸命活動する、結果、成績を残す、したがって現在も非常に強くしております。広報にもこういうふうにてかでかと載るくらい、県優勝なりまたは全国大会進出なりあります。かつて私の息子も県優勝させてもらったときがありました。非常に結構なことではありますが、やはり子供が成長する過程においては、心身ともに成長期でありますので、余り無理があってもよろしくないなと思うのは、当時からの私の考えでありました。その程度というのは、人によってさまざまなんですけど、どこかでやはりアクセルがあればブレーキがあるとい</p>

なしの声

		<p>うようなスタイルは、当然必要かなと思っております。</p> <p>したがって、今回の人事案件、教育委員に同意されると教育委員になってしまうわけです。なってしまうと、どういう考え方をしているかによって、先ほどの学校教育、社会教育、体育教育、多くの分野に影響が出るものと思います。したがって、私は今回、先ほどの答弁内容では不十分と考えますので、反対いたします。</p> <p>採決は投票でぜひお願いしたいと思います。</p>
討論	<p>佐々木議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>ただいま、1番議員より反対討論がありました。</p> <p>賛成討論ありませんか。</p> <p>14番。</p> <p>高坂議員は、自分の考えをお話ししております。私も木ノ下小学校の野球部の後援会の初代監督であり、現在顧問をしております。高坂さんも後援会長するときにも、私も顧問をしておりました。子供さんは一生懸命野球に打ち込んでおりました。いろいろその後援会に問題はあるかもしれませんが、現在親御さん、子供さん方、一生懸命頑張っております。そういう中で、松林正幸さんは、木ノ下小学校のPTA会長、この経歴を見ますと、郡、県の役員もやっておりますので、私は完全無欠な方は、この世には1人もいないと思います。欠点はあっても当然かと思っておりますので、私は道端で会うこともあります、教育委員の話も聞きましたので、仕事のほうは大丈夫ですかと聞きましたら、基地、仕事を休んだ場合は無給になりますと、給料はもらえませんが、もしその機会があれば、教育委員として頑張りたいというふうなお話をしておりましたので、私はこの人事案件に、本人の頑張りを期待して同意、賛成討論といたします。</p>
討論	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番、馬場正治議員。</p> <p>私も、松林正幸氏適任として、賛成討論させていただきます。</p> <p>私は、民間の損害保険会社勤務ときに、木内々小学校PTA会長、そして旧下田町連合PTA会長、上北郡連合PTA副会長をやらせていただきました。5年間PTA活動にかかわりまして、ほぼ松林正幸氏と同じPTA活動をしたと思っております。その</p>

		<p>際に、町の連合PTAの会議を木ノ下小学校を会場に開催したこともあります。理事者側のほうにも、その際下田小学校PTA会長であった堤課長とかおられました。日中の会合のときは、当然私は民間の企業に勤務していましたので、有給休暇を申請して出ていたわけです。この松林正幸氏が、町の教育委員、保護者枠として受けるということは、当然ながらそういったことも可能であるから受けるということだと思います。そして、私はここ数年、木ノ下小学校の大運動会にも顔を出させていただいております。彼がPTA会長在任中でございます。まことに見識あり、保護者の代表としては教育委員としてふさわしいと私は見ておりますので、賛成したいと思います。</p> <p>以上です。</p>
佐々木議長		13番、西館秀雄議員。
13番 (西館秀雄君)		<p>議事進行にかかわる発言であります。</p> <p>反対討論、賛成討論出ましたけれども、発端はやっぱり町長みずから、根回しという言葉はよくないと思うんですけども、私にしても旧下田のPTAの役員、この経歴を見て立派な方だなと思います。ただ、事前にきちんとした説明がなかった、大方の議員がそう感じているのではないのでしょうか。ということで、議長、採決に入る前に、暫時休憩を求めたいです。(「異議なし」の声あり)</p>
佐々木議長		<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩 午前10時41分)</p>
佐々木議長		<p>休憩を取り消し、会議を再開いたします。</p> <p>(再開 午前10時55分)</p>
佐々木議長		<p>先ほど投票の声がありました。これに賛同の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
佐々木議長		<p>(「投票だべ」「投票とあれだったら投票が優先でしょう」の声あり)</p> <p>投票が優先します。2名の同意者があれば投票が優先します。それでは、準備もありますので、暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩 午前10時55分)</p>

	佐々木議長	休憩を取り消し、会議を開きます。 (再開 午前10時59分)
	佐々木議長	議案第1号の採決については、無記名投票で行います。2人以上の発言がありましたので、無記名投票で行います。 なお、議場の出入り口を閉鎖してください。 (議場閉鎖)
	佐々木議長	ただいまの出席議員数は15人です。 次に、立会人の使命をいたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、 檜山 忠 議員、5番、日野口和子議員を指名いたします。 投票用紙を配付してください。 (投票用紙配付)
	佐々木議長	なお、本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記入願います。 なお、投票中、賛否を表明しない「白票」及び賛否が明らかでない票は、会議規則第34条の規定により「否」と見なすことになっております。 配付漏れはありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	佐々木議長	それでは、投票箱の点検をいたします。 (投票箱点検)
	佐々木議長	異状なしと認めます。 ただいまから投票を行います。 事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。 (投票)
	佐々木議長 (議員席)	投票漏れはありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長	投票漏れなしと認めます。 投票を終わります。 開票を行います。 4番、 檜山 忠 議員、5番、日野口和子議員、開票の立ち会いをお願いいたします。 (開票)
	佐々木議長	開票の結果を報告いたします。

		<p>投票総数 15 票、有効投票 15 票です。</p> <p>有効投票のうち</p> <p>賛成 11 票、反対 4 票</p> <p>以上のとおり、賛成が多数です。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>議場の閉鎖を解いてください。</p> <p style="text-align: right;">(議場解鎖)</p>
<p>当局の説明</p>	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (中村恵一君)</p>	<p>次に、日程第 5、議案第 2 号、おいらせ町移動等円滑化のために必要な町道の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>それでは、議案第 2 号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、第 2 次地域主権一括法による高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律改正に伴い、これまで国が一律に法令等で定めていた移動円滑化のために必要な町道の構造の基準及び特定公園施設の設置に関する基準等を、条例で定めるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>12 番 (柏崎利信君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>12 番、柏崎利信議員。</p> <p>本条例の第 19 条に、障害者用の駐車施設と、こうございますけれども、その中でもって 19 条の 2、障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合にあっては当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が 200 を超える場合にあっては当該駐車台数に 10 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上とするものとする。とこうなっていますが、町が管轄をしている駐車場の中において、全てこれを満たしているものなのか。どうも本庁舎の中でも、障害者用の駐車場と</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (中村恵一君)</p>	<p>というのは極めて少ないような気がいたしておりますが、その状況は現在はどうなっているのか。あわせて、この条例の施行の月日というのはいつなわけでしょう。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>まず、第1点の駐車場の把握については、全て把握はしてございません。これからのお話でございます。それから、このようにはまずなっていないと、昔こういう基準そのものがなかったものですから、ということです。</p> <p>施行は4月1日ということになります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>12番 (柏崎利信君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>12番。</p> <p>現在、当局では実態を把握できていないというふうなことでございます。それが4月1日から施行するというふうな状況だと、極めて町の対応というものはいかがなものかと、そのように感じざるを得ません。さまざまな条例の改正とかでございますが、せっかく町が我々との間で全員協議会とか、そういったものも開いているわけでございますから、その条例の中身等についても、もっと細やかな説明というものがなされれば、本会議における質問も減るかと思いますが、通り一遍の説明、そして何か形どおり、中身に一切踏み込まないような、こういった事例がございますとか、具体的な事例を一切引き合いに出すことなく説明が終わっています。非常にまずいことだと思います。ですから、今担当課の課長が答弁をされましたけれども、わかっているのにこの条例を通せとかなんとかというのは、極めて遺憾に思います。ただ、これについて、私は投票などなんていうことは申し上げませんが、ただ、この条例をきちんと施行していく上にあっては、町当局もこれに沿った形で整備を進めていくのが本筋かと思いますが、そのあたりの心意気のほどを、あと何日もございませんので、きちんとした答弁をしてもらいたいと、そのように思います。</p> <p>地域整備課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>地域整備課長 (中村恵一君)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>まず、法令そのものは一括法でできたものですから、とにかく以前のもはそのままと。これからつくるものは、とにかくこの条例に基づいてやっていくと。以前にどうしてもこの基準から相当離れるものがあれば、何とか直していきたいというふうに考えています。</p> <p>以上です。「了解」の声あり)</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第2号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第3号、おいらせ町公共下水道の構造の基準を定める条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>地域整備課長 (中村恵一君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、第2次地域主権一括法による下水道法改正に伴い、これまで国が一律に法令等で定めていた公共下水道の構造の技術上の基準等を条例で定めるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p>

当局の説明	(議員席) 佐々木議長	質疑ございませんか。 なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。	**なしの声**
	(議員席) 佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第3号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。	**なしの声**
	(議員席) 佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。	**なしの声**
	佐々木議長	日程第7、議案第4号、おいらせ町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。	
	地域整備課長 (中村恵一君)	それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。 本案は、地域主権一括法による道路法改正に伴い、これまで国が一律に法令等で定めていた道路管理者が新設または改築する場合における町道の構造に関する基準等を条例で定めるものであります。 以上で説明を終わります。	
	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。	
	(議員席) 佐々木議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。	**なしの声**
	(議員席) 佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第4号について採決をいたします。	**なしの声**

	<p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (中村恵一君)</p>	<p>日程第8、議案第5号、おいらせ町道に設ける道路標識に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、地域主権一括法による道路法改正に伴い、これまで国が一律に法令等で定めていた町道に設ける道路標識の寸法に関する基準等を条例で定めるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p> <p>3番平野です。</p> <p>この条例制定によって、今度町がその基準を定めたことになるわけですが、そうすると、この標識表示というのは、標識とかそうふうなものというのは、町がつくって標示するというふうなことです。例えば、国道、県道、町道、農道とあるわけですが、この辺の標識の設置の仕方、予算の裏づけ、この辺についてお伺いします。</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (中村恵一君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>まず、基本的には、これまでも町で、町道分、県道分、国道分ありますので、それぞれの道路管理者が行うということですので、これまでも実施していますので、それは変わりません。</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>8番 (沼端 務君)</p>	<p>3番いいですか。 ほかにありませんか。 8番、沼端 務議員。</p> <p>1点だけちょっと。法的、条例的な中身が云々ではない、国から町のほうにこの標識の設置もある程度義務づけられての条例整備だと思っています。そこで、これが整備されることによって、町道に対する標識、看板等の大きさとかも許されるという部分です。ということは、その立てる場所、その部分でも配慮ができるのかなという認識です。例えば畑地、要するに田んぼとか畑、あとは北部、いろいろなところでもあるではないですか、その町道という部分になったときに、畑のど真ん中に例えば立つ標識も中にはあるではないですか、今まで町のほうでわからないうちに、例えば警察のほうに来て標識立てるとかということがあるのかなという、その部分では町がわかることに、条例整備することによって、配慮できながらちょうど邪魔にならない位置に立てられるのかなというのも可能かなというものの確認です。実は、こういうのは、畑においてよく、今農業機械も大型化していると思います。それで、要するに歩道とその境がぎりぎりではないですか。その部分で、多少やっぱり畑のど真ん中に立つよりは、邪魔にならない考え方で立てられるのかなという部分で、今確認したいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (中村恵一君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>まず、問題なのは、公安委員会の標識については、手前ども町とすれば、何もお話しできる機会がないということでございます。町の分については、案内標識その他でございますので、なるべく敷地を借りてでも、邪魔にならないような位置にしたいというふうに考えています。よろしいですか。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>8番 (沼端 務君)</p>	<p>8番。</p> <p>要望で終わりたいと思いますが、まずもって、当町日ヶ久保地区、今思えばちょうど洋光台団地に上がるところと、深沢のほう</p>

質疑		<p>に行く幼稚園側のおそこの3差路、何年か前にたしか3差路を改良して、ガードレールとか、それに伴って標識も立てたはずです。その部分では、意外と何もなくいきなりぼんぼん立ったなという部分があったものですから、少し配慮もあってもいいのかなという部分で、今話しました。以上、あとそういう部分では配慮できる部分がありましたら、地形そのものはやっぱり地元の職員の皆さんがわかっていると思いますので、ここはよく見やすいところ、当然標識ですから、皆さん見やすいところと考えるべきであるものであるし、がしかし、利用するその地形に合わせてうまく配慮してくれる、それをお願いして終わります。</p>
	佐々木議長	<p>ほかにありませんか。 6番、川口弘治議員。</p>
	6番 (川口弘治君)	<p>全協のときもちょっと確認させていただいたんですが、今後町独自の例えばカラーを、道路標識等でもそうですが、したい場合、そういうふうなものもここに条例は、現行は国のそのまま一括法によっておいてきているみたいですが、いろいろ検討をして、町で独自のカラーを盛り込んだような標識とか、そういうふうな場合はそれで条例改正も必要に応じてできるというふうな方向性に向かっていったということによろしいですね。もし、そういうこともできますよと、町で、前にも全協のときもお話ししましたがけれども、なかなか細かいところまで国でがちがちに決められているわけではないですか。規格とか、色まで指定されて、同じようなもので標識に関しては、道路に関してもそうですが、ただ、おいらせ町は、先ほどの沼端議員ではないですけども、農道のやつをここは畑だよと、例えばですよ、そういうふうなニンジンマークの標識を立てていくことが、その条例改正に、規格が合っていれば、それはそのままできるんでしょうけれども、もしその規格の中で、大きさをある規格を変更したいと、独自につくりたいと、そういうふうな場合は条例を改正して、そういうふうなこともできる可能性もあるということによろしいんでしょうか。</p>
佐々木議長	<p>地域整備課長。</p>	

答弁	地域整備課長 (中村恵一君)	<p>一般論とすると、できないということはありません。ただ、法令の中に色の件がたくさんございまして、例えば高速道路、有料道路、それぞれ色、例えば緑が決まったりとか、いろいろな色が決まっておりますので、うちの町独自でその色の指定をすれば、相当調べて法令等に違反しないような形で変えることができるというふうに思います。</p>
答弁	副町長 (西館芳信君)	<p>副町長。</p> <p>今のにちょっと補足させていただきますけれども、これは法律による条例の委任なわけですけれども、その類型として3種類はつきり言っております。1つは、従うべき基準というのがある、これはもう国の基準について従わなければならないよというやつ。それから、標準的な基準というのがある、この標準はどちらでもいいよと、そこの実情に合わせなさいというのと、それから参酌すべき基準ということであって、これについては自由ですけれども参酌してくださいということで、ある程度従うというわけではないけれど、取り入れた方がいいのではないですかということで、その3つにありますので、そこの3段階に照らして、今地域整備課長が言ったような処理になるというふうに思っております。</p>
質疑	6番 (川口弘治君)	<p>6番。</p> <p>前回のときも説明で、全協のときですが、基本的に法に従ってというふうな説明だったものですから、あくまでも基本的ということは、町の条例化になったことをいいことに、拡大解釈してどんどん町独自のものが、全てにおいてというわけではないですが、特徴を捉えたそういう町独自のものが少しはできやすくなったのかなというふうな認識を持って確認をしたわけですけれども、なかなかお話を聞くと、やはり現行の法のもので動いていかなければならない、そういうふうなことであれば、今後そうはいつでも、なかなかどこの全国の自治体を見ても、国に縛りがあって、縛りのとおりに沖縄から北海道まで同じような形で、これが特徴がなかなか出せないというのも現行で、一律な法律に縛られて、ひと</p>

		つそのおいらせ町らしいものというか、特徴あるもの、そういうものができやすくなるのかなと少し期待したものですから、お聞きしました。答弁はよろしいです。
	佐々木議長 (議員席)	ほかにありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第5号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	日程第9、議案第6号、おいらせ町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
当局の説明	地域整備課長 (中村恵一君)	それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。 本案は、地域主権一括法による公営住宅法改正に伴い、これまで国が一律に法令等で定めていた町営住宅等の整備基準等を条例で定めるものであります。 以上で説明を終わります。
	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 3番、平野敏彦議員。
質疑	3番 (平野敏彦君)	3番、平野です。 今説明があった基準等を定める条例の中の第2条の中で、(1)

		<p>町営住宅、本町が建設、買取り又は借上げを行い、低所得者に賃貸し、とありますが、私のところの町内もそうですが、非常に空き家が目立ってきています。町長も話をしておりますけれども、人口の少ない町内、ふえない町内、なぜかと、そういうふうにかえたときに、やはり空き家対策も兼ねながら、こここのところの活用を検討すべきではないか。やはり、そこに住ませる方法を、全て町が建設した新しい住宅でなくても、その地域に人をふやすというふうなことからいけば、この項目を検討してみる必要があるのではないかと思います。町長、この考え方ありますか。</p>
	佐々木議長	<p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p>
答弁	町長 (成田 隆君)	<p>今私も指摘されまして、なるほどそういうアイデアもあったのかと、今気がつきましたものですが、担当課と相談し、検討してみたいと思います。</p>
	佐々木議長	<p>いいですか。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>4番、檜山 忠議員。</p>
質疑	4番 (檜山 忠 君)	<p>71ページの附帯施設のところで、第13条に書いてありますけれども、この中にごみ置き場等の附帯設備というふうなことで書いてあるんですが、ごみについては何戸に1カ所とかというふうな何か規制があるものなんですか。</p>
	佐々木議長	<p>地域整備課長。</p>
答弁	地域整備課長 (中村恵一君)	<p>法令改正があって、ちょっと年代は忘れてはいたけれども、今現在ではございません。</p>
	佐々木議長	<p>4番。</p>
質疑	4番 (檜山 忠 君)	<p>なぜ聞いたかということ、間木に中下田町営住宅があるわけです。あそこ50戸入っている、戸数が50戸だったと思うんですが、</p>

<p>当局の説明</p>	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>そこに1カ所よりごみ置きのそれがなかったんです、最初建ったころは。後で何とかお願いをして2カ所ぐらいふやしてもらったというふうなことがあって、やはりその戸数に合ったごみ置き場の関係をしっかり考えていただきたいと、それは要望的なことになると思うんですが、それをお願いしておきます。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>ほかにありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第6号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第10、議案第7号、おいらせ町公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	<p>地域整備課長 (中村恵一君)</p>	<p>それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、第2次地域主権一括法による都市公園法改正に伴い、これまで国が一律に法令等で定めていた都市公園の設置基準等について、都市公園法第4条、都市公園法施行令を参酌し、条例を一部改正するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第7号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	日程第11、議案第8号、おいらせ町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
当局の説明	地域整備課長 (中村恵一君)	それでは、議案第8号についてご説明申し上げます。 本案は、地域主権一括法による公営住宅法改正に伴い、これまで国が一律に法令等で定めていた町営住宅の入居者資格のうち、入居収入基準について公営住宅法第23条第2号、公営住宅法施行令を参酌し、条例を一部改正し、題名をおいらせ町営住宅管理条例に改めるものであります。 以上で説明を終わります。
	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 3番、平野敏彦議員。
質疑	3番 (平野敏彦君)	3番、平野です。 80ページの3のところですが、町長は、町営住宅の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、第1項の規定による承認をしてはならない、とあります。この確認というのは、どういうふうな手法を用いてやるのか。 それから、例えばこの中では障害者、さまざまな特例措置があ

		<p>りますけれども、入居者が入っているところに暴力団員が同居する、そういうふうな事例もあると思いますが、これらの対応というのはどういうふうな形、今度は町がそういうふうな意味では対応することになるとと思いますので、この辺についてお伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長 地域整備課長 (中村恵一君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>まず、暴力団員の確認については、入居段階で暴力団ではないことということでの誓約書の中に書かれてあります。その次の段階ですけれども、わかった段階では三沢警察署とご相談を申し上げて連携をしてやっていくと、これは以前からの、できているということになります。ただ、今まで一度も例はございません。</p> <p>それから、現在入居している中での暴力団というものについては、確認をしていません。いないものと思っています。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>現在はそういうふうな確認をしていないというふうなことですけれども、これからは、例えばいろいろな暴対法、さまざまな法律で、一見サラリーマン、そういうふうな態度、威圧的なものを一切感じさせない、それでも所属がそういうふうな構成員になっているというふうな者があって、役所へ来ても判断するのに、非常に誓約書だけでは私は不備があるのではないかと。特に、所得がそれなりの年齢で少ないというのは何らかの問題があるわけで、所得制限を設けてやっている部分でいけば、やはりそういうふうなものの調査の仕方、確認の仕方、これについてはもっと深く掘り下げた形での職員の意思確認、それからそういうふうな認識を深めるべきと思います。課長、方法ありますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長 地域整備課長 (中村恵一君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>まず、確認方法その他については、もう要領は作成済みでございます。あとは、やはり今議員ご質問のありましたように、非常</p>

当局の説明		<p>にわかりにくいということがございますので、私どももその最初の入居申し込みの段階で、しっかりと調べた上でやっていると。今私どもがやっているのは、担当者のみでの例えば入居の選定ということではなく、課員五、六人でやっぴまして、それらお互いチェックしながら進めているというのが現状です。</p> <p>以上です。</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>ほかにありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第8号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	佐々木議長	<p>日程第12、議案第9号、おいらせ町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	地域整備課長 (中村恵一君)	<p>それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現行の八戸圏域水道企業団給水条例に準じて、料金の納期限について所要の改正を行うため、提案するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	佐々木議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>4番、檜山 忠議員。</p>

質疑	4番 (檜山 忠君)	檜山です。 ちょっと確認だったんですけども、関連になるとは思いますが、八戸では料金徴収のときに、ひとり老人とかそういうところの見回りのなものを兼ねての徴収をするというふうなことのそれらが上がっているみたいなんですけど、おいらせ町ではどうなっていますか。やはり同じくそういうふうな形でやってもらえるものなんですか。
答弁	佐々木議長 地域整備課長 (中村恵一君)	地域整備課長。 このお話は新聞に出まして、私ども承知してはいて、これから何とか取り組めればなというふうに考えてございます。
質疑	佐々木議長 4番 (檜山 忠君) 佐々木議長 (議員席) 佐々木議長 (議員席) 佐々木議長 (議員席) 佐々木議長 佐々木議長	4番。 取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。 ほかにございせんか。 **なしの声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声** なしと認め、討論を終わります。 これから議案第9号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第13、議案第10号、おいらせ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。

<p>当局の説明</p>	<p>地域整備課長 (中村恵一君)</p>	<p>それでは、議案第10号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、道路法施行令第7条の第2号、太陽光発電設備及び風力発電設備、及び第3号、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設が追加されたため、これらの物件を道路占用許可物件として位置づけ、道路占用料に係る所要の改正をするため、提案するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p> <p>今課長が補足説明をしていただきましたけれども、その太陽光発電とかこの文言に出ていない部分で、その施設が道路占有になぜ当たるのかなというふうな疑問を感じたわけですがけれども、その辺もうちょっと詳しく説明いただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (中村恵一君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>まず、今回の法改正は、東日本大震災に基づいて、被災地のところでもどうしても道路につくらざるを得ないものがあるだろうということで、道路法の改正になったということでございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>3番。</p> <p>その太陽光発電とかそういうふうなものを設置をするのについても、旧道路にそういうふうなものをつくるというふうな意味で解釈するのか、その太陽光発電等の設備を有する部分については、この道路占有の部分とどういうふうな関連があるのか、そこだけお願いします。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>地域整備課長 (中村恵一君)</p>	<p>まず、道路占用でございますので、私どもが貸せるかどうかというのが第1点です、まず先に。貸せなければ、その占用になりませんので。ですから、この法の趣旨は、あくまでも震災が起って、どうしてもそこにつくらざるを得ないものがあれば、それは占用を認めると、こういうことになります。</p> <p>以上です。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>3番、いいですか。 ほかにございませんか。 **なしの声**</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第10号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第14、議案第11号、おいらせ町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 環境保健課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>環境保健課長 (小向道彦君)</p>	<p>それでは、議案第11号についてご説明申し上げます。 本案は、おいらせ町営霊園の整備に伴い設けられていたおいらせ町営霊園事業特別会計について、本年3月で町債の償還が終了し、事業費が縮小することから、同会計を廃止するため提案するものであります。 施行日は、平成25年4月1日であります。 なお、同会計に属する資産及び決算上の剰余または不足もしくは権利義務は、おいらせ町一般会計に帰属するものとしておりま</p>

当局の説明		す。 以上で説明を終わります。
	佐々木議長 (議員席)	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第11号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	日程第15、議案第12号、おいらせ町霊園事業財政調整基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 環境保健課長。
	環境保健課長 (小向道彦君)	それでは、議案第12号についてご説明申し上げます。 本案は、おいらせ町霊園の整備に伴い設けられていたおいらせ町霊園事業財政調整基金が所期の目的を達したことから、当該基金に関する条例を廃止するため提案するものであります。 施行日は、平成25年4月1日であります。 なお、基金の残金はありません。 以上で説明を終わります。
	佐々木議長 (議員席)	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 **なしの声**

当局の説明	佐々木議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。	
	(議員席)		**なしの声**
	佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第12号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。	
	(議員席)		**なしの声**
	佐々木議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 お昼のため、1時30分まで休憩いたします。 (休憩 午前11時50分)	
	佐々木議長	休憩を取り消し、会議を開きます。 (再開 午後 1時29分)	
	佐々木議長	日程第16、議案第13号、町道の路線認定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。	
	地域整備課長 (中村恵一君)	それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。 本案は、町道整備事業等により整備された緑ヶ丘地区の緑ヶ丘14号線外青葉地区、木ノ下地区の計6路線の効率的な管理を図っていくため、道路法第8条第2項の規定により、町道の路線認定をするため提案するものであります。 以上で説明を終わります。	
	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。	
	(議員席)		**なしの声**
佐々木議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。		
(議員席)		**なしの声**	
佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。		

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席) 佐々木議長</p>	<p>これから議案第13号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第17、議案第14号、八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金の一部権利放棄についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 企画課長。</p>
	<p>企画課長 (田中富栄君)</p>	<p>それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。 本案は、八戸地域広域市町村圏事務組合で設置する八戸地域広域ふるさと市町村圏基金の一部を取り崩しし、同組合の消防救急無線デジタル化整備事業費及び八戸圏域定住自立圏構想の関連事業費とするため、同基金の構成8市町村の出資総額4億円に対する当町の出資金額2,202万8,000円に係る権利のうちの一部、1,652万1,000円を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案するものであります。 なお、今回の同基金に出資する構成8市町村の権利放棄額の総額は3億円で、このうち1億4,000万円が同組合が行う消防救急無線デジタル化整備事業費へ充当し、残る1億6,000万円は八戸圏域定住自立圏構想の関連事業費として活用するため、一旦構成8市町村へそれぞれ返還され、改めて八戸市が今後設置する定住自立圏振興基金に各市町村が負担金として拠出することによって造成する予定となっております。 以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 12番、柏崎利信議員。 ただいまの説明によりますと、今回権利放棄の額の総額のうち1億6,000万円を八戸圏域定住自立圏構想の関連事業費と、</p>

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画課長 (田中富栄君)</p>	<p>こういうふうに説明がありましたが、現在、定住自立圏構想の中において当町が負担している額、その主な用途、今回の権利放棄をすることによって、定住自立圏構想のどのような関連事業が想定されるのか、それに充当するような事業費等が、わかる範囲で結構でございますので説明をお願いしたい。</p> <p>答弁を求めます。 企画課長。</p> <p>定住自立圏のほうに負担金としている事業については、具体的な数字はお持ちしていませんけれども、ドクターカーの運行経費、それから八戸圏域公共交通バスの推進ということで、500円バスのということで300何万等々だと思っております。</p> <p>今後、この基金を取り崩して充当する事業ということで、今考えられているのは、ドクターカーの更新事業等、今後広域協定を結んでいる全市町村が出資をする、負担するであろうという新たな事業に向かって充当することと考えております。よって、現在負担している負担金を基金から充当するという事ではないというふうに向っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>12番。</p> <p>そうしますと、現在負担している定住自立圏構想の負担金は、従来どおり変わりなくというふうなことで、さらに今回の権利放棄をする部分の1億6,000万円は別途お使いになると。私は、ひょっとして現在支出をしている定住自立圏の負担金が、これによって減るのではないかという期待も持っていたわけですが、それとは全く関係なく使うということによろしいわけですね。はい、わかりました。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番</p>	<p>ほかにありませんか。 3番、平野敏彦議員。</p> <p>この権利放棄なんですけれども、おいらせ町の場合ですと、現</p>

	(平野敏彦君)	在の出資額が2,202万8,000円、権利放棄が1,652万1,000円となって、残額が550万7,000円になるわけですが、これはさっきの説明ですと、一旦おいらせ町に1,652万1,000円が返還になって、新たに負担をするというふうな説明というふうな形で私は解釈したんですが、こういう使い方というのは、権利を放棄するということは、何か意味がよく理解できなくて、例えば、構成市町村で3億円に相当する額を一旦出資しているのを変更するとか、そういうふうな文言でもよかったのではないかなというふうな気がして、理解になじまないなというふうな気がしました。それで、一旦1,652万1,000円が当町のほうに予算計上されて、新たにまた今度支出をしていくというふうなことで解釈していいですか。
答弁	佐々木議長	企画課長。
	企画課長 (田中富栄君)	権利放棄する額は1,652万1,000円ですけれども、そのうち消防の救急の部分については、同じ組合の中ですので、その中でデジタル化のほうに充当をすると。ただ、今度八戸定住については、それとはまた組織が違うものですから、定住自立圏にかかわるものについては、一旦おいらせ町に返還をして、改めて八戸が基金を造成するものに対して負担をして基金を造成すると、そういう2つになります。 以上です。
質疑	佐々木議長	3番。
	3番 (平野敏彦君)	そうすれば、ここで提案理由で書いているその消防無線のデジタル化整備に事業費とするもので、出資に係る権利を一部放棄すると書いてありますけれども、そうすると、1,652万1,000円の消防分と、定住自立圏との金銭的な額というのは、どういうふうな形になりますか。
答弁	佐々木議長	企画課長。
	企画課長	消防部分については、消防費の負担が広域の中で決まっております。

当局の説明	(田中富栄君)	ますので、その約8.23%ですので、消防分は1,152万2,000円だと思っています。残る部分が定住で499万9,000円かというふうに認識しております。 以上です。
	佐々木議長 (議員席)	ほかにありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第14号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	日程第18、議案第15号、八戸地域広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 企画課長。
	企画課長 (田中富栄君)	それでは、議案第15号についてご説明申し上げます。 本案は、八戸地域広域市町村圏事務組合規約に規定する事務所位置の変更、及び先ほど議案第14号による出資による権利の一部放棄に伴う八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金額の減額をするため、規約の変更をすることについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により協議するものであります。 なお、同組合の事務所の位置については、現在の事務所のある八戸市庁舎の所在地に変更するものであり、出資金額の減額については、先ほどの議案第14号による構成8市町村それぞれの出資する金額、基金総額4億円から3億円を取り崩した残額の総額1億円とするものであります。

<p>当局の説明</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第15号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第19、議案第16号、八戸市とおいらせ町との間の障害者自立支援法第15条に規定する市町村審査会の事務の委託に関する規約の変更についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p>
<p>介護福祉課長 (澤上 訓君)</p>	<p>それでは、議案第16号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、法の改正により、平成25年4月1日から障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律となり、八戸市に委託している八戸市とおいらせ町との間の障害者自立支援法第15条に規定する市町村審査会の事務の委託に関する規約のタイトル及び第1条中の障害者自立支援法第15条を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条に改めるものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>	
<p>佐々木議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p>	

<p>質疑</p>	<p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>質疑ございませんか。 12番、柏崎利信議員。</p> <p>1条中の障害者自立支援法という法律が、ようやくなじんできたわけですが、その中であって障害者の云々というようなことで長ったらしい名称になっているわけですが、このような長い名称にしなければいけなかった状況というか、環境というか、いかなることでこのような長い名前を命名をしたわけでしょうか。よろしくをお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長 介護福祉課長 (澤上 訓君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>これは、国のほうで定めた名前でございます、これまでの自立支援法においては、難病とか発達障害等がそれから除かれていたと。それを今度は、この新たな法律のもとで、そういう方々を支援の対象に加えたものだというところでございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 12番 (柏崎利信君)</p>	<p>12番。</p> <p>除かれていた部分が、こういうふうな法律の名称の変更によって、ちまたによく浸透するような法律の名称だというふうにはなかなか考えにくい。余りにも長いんですよ。ですから、なぜこのように長い名称でなければならなかったのか、国のほうからこれこれの理由でもって、こういうふうなことに命名をしたんだと、そういう中身的なものについて、もし知り得ているのであればお聞かせください。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長 介護福祉課長 (澤上 訓君) 佐々木議長 (議員席) 佐々木議長</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>その件につきましては、うちの方でも把握してはおりません。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。</p>

当局の説明	(議員席) 佐々木議長	<p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第16号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	佐々木議長	<p>日程第20、議案第17号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画課長。</p>
	企画課長 (田中富栄君)	<p>それでは、議案第17号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、青森県新産業都市建設事業団の事業に係る一般管理費に係る負担金について、平成24年度において負担する額の次に、平成25年度において負担する額を加えるため、地方自治法の一部を改正する法律附則第3条による改正前の地方自治法第300条第1項の規定により提案するものであります。</p> <p>なお、平成25年度において本町が負担する額は19万3,000円で、前年度より4,000円の減額となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	佐々木議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第17号について採決をいたします。</p>

当局の説明	(議員席) 佐々木議長	<p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	佐々木議長	<p>日程第21、議案第18号、平成24年度おいらせ町一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政課長。</p>
	財政課長 (橋本 章君)	<p>それでは、議案第18号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の101ページをお開き願います。</p> <p>本案は、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ1億715万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ100億4,181万円とするものであります。</p> <p>106ページにまいりまして、第2表、繰越明許費補正につきましては、国の補正第1号に伴う町道舗装補修事業を追加するものであります。</p> <p>107ページにまいりまして、第3表、債務負担行為補正につきましては、緊急雇用奨励金の限度額を変更するものであります。</p> <p>108ページにまいりまして、第4表、地方債補正につきましては、農道保全対策事業から災害援護資金貸付事業までのそれぞれの借入限度額を変更するものであります。</p> <p>それでは、歳入の主なものについてご説明を申し上げますので、予算に関する説明書の3ページをお開き願います。</p> <p>1款、町税は、1項、町民税、2項、固定資産税、4項、町たばこ税の決算見込みにより、7,660万2,000円を増額。</p> <p>5ページにまいりまして、10款、地方交付税は、普通交付税の追加により989万9,000円を増額。</p> <p>7ページにまいりまして、14款、国庫支出金は、地域の元気臨時交付金の交付などにより5,753万8,000円を増額するものであります。</p> <p>11ページにまいりまして、18款、繰入金は、それぞれの事業費の確定により1億8,003万1,000円を減額。</p> <p>13ページにまいりまして、21款、町債は、事業費の確定及</p>

	<p>び起債の決定に伴い、それぞれ変更するものであります。</p> <p>次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。15ページをお開き願います。</p> <p>2款、総務費は8,107万円を減額するもので、1項1目、一般管理費では、本年度負担金額の確定により、退職組合特別負担金等を減額するほか、施設管理業務等に係る委託料の執行残を減額するものであります。</p> <p>18ページにまいりまして、3目、情報制作費では、庁舎等ネットワーク整備工事費並びに職員事務用のパソコンの更新に伴う機械器具費の執行残を減額するものであります。</p> <p>19ページにまいりまして、3項1目、税務総務費では、地籍図数値情報化等委託料の執行残を減額するものであります。</p> <p>20ページから22ページまでの各選挙費につきましては、事業費の確定に伴う減額であります。</p> <p>23ページにまいりまして、3款、民生費は4,139万5,000円を増額するもので、1項1目、社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計への繰出金を増額、2目、障害者福祉費では、各種の障害福祉サービス給付費の不足が見込まれることから扶助費を増額するものであります。</p> <p>25ページにまいりまして、2項2目、児童措置費では、保育所入所児童数の精査により扶助費を減額、3項2目、災害援護資金貸付金では、執行状況を勘案し、不用額を減額するものであります。</p> <p>26ページにまいりまして、4款、衛生費は1,824万2,000円を減額するもので、2項1目、清掃総務費では、本年度負担金額の確定により、十和田広域事務組合じん芥処理費負担金を減額し、浄化槽設置整備費補助金については、年間見込み者数の増に伴い増額するものであります。</p> <p>28ページにまいりまして、5款、労働費は1,284万2,000円を減額するもので、1項4目、雇用対策費では、実績に基づき、おいらせブランド街なかショップ運営事業費並びに建設業農業経営進出支援事業に係る委託料を減額するものであります。</p> <p>29ページにまいりまして、6款、農林水産業費は3,418万3,000円を増額するもので、1項5目、農地費では、国の</p>
--	---

	<p>佐々木議長</p>	<p>第1号補正による県事業の追加に伴い、県営農道保全対策事業負担金を増額、7目、農村環境改善センター運営費では、屋根外壁等塗装工事費の執行残を減額するものであります。</p> <p>31ページにまいりまして、7款、商工費は1,792万3,000円を減額するもので、1項2目、商工業振興費では、執行状況を勘案し、小規模事業者再建支援事業費補助金を減額するものであります。</p> <p>8款、土木費は3,206万8,000円を減額するもので、2項2目、道路橋りょう新設改良費及び3目、除雪対策費では、委託料並びに工事請負費の執行残についてそれぞれ減額するほか、国の道路交付金事業の補正に伴い、町道舗装補修工事費を増額するものであります。</p> <p>33ページにまいりまして、3項1目、都市計画総務費及び2目、公園管理費では、委託料の執行残を減額、3目、公共下水道費では、繰出金を減額するものであります。4項1目、住宅管理費では、実績に基づき被災者住宅再建支援事業費補助金を減額、2目、住宅建設費では、災害公営住宅整備工事の完了により、委託料並びに工事請負費の執行残についてそれぞれ減額するものであります。</p> <p>34ページにまいりまして、9款、消防費は976万4,000円を増額するもので、1項3目、災害対策費では、委託料並びに工事請負費の執行残を減額するほか、実績に基づき、生活・経済活動復興支援助成金を減額し、東日本大震災復興推進交付金を積み立てするものであります。</p> <p>37ページにまいりまして、10款、教育費は1,640万円を減額するもので、2項、小学校費、3項、中学校費、4項、社会教育費では、施設管理業務等に係る委託料の執行残について、それぞれ減額するものであります。</p> <p>41ページにまいりまして、12款公債費は、借入利率の確定等により減額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p>
--	--------------	---

<p>質疑</p>	<p>3 番 (平野敏彦君)</p>	<p>第 1 表、歳入歳出予算補正のうち、歳入全款についての質疑を行います。3 ページから 14 ページまでです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3 番、平野敏彦議員。</p> <p>それでは、3 番、質問させていただきます。</p> <p>今説明がありましたけれども、3 ページの町税のところですけども、軒並み 3,500 万円というふうな補正が出まして、見ますと滞納繰越が個人分にあつては 842 万 1,000 円、法人については法人税割が 1,918 万 6,000 円というふうな形で述べています。この滞納繰越については、徴収成果が上がったのかなというふうな解釈をしていますけれども、ここのところ、それから固定資産の現年分が約 1,500 万円、これは当初の予算計上したのと、こういうふうなふえた要因というのは何でしょうかなと思ひまして、簡単に説明をいただければと思います。</p> <p>それから、4 ページの同じくたばこ税、これについては現年度分で 2,300 万円補正になるわけですが、大体確定してこういうふうな補正をしたのか、この辺簡単に結構です。</p> <p>それから、普通交付税が約 1,000 万円、5 ページで計上されています。算定されて普通交付税の場合は、この 3 月補正で出てくるというのはどういうふうな要因かなというふうな、この原因を説明いただければと思います。</p> <p>それから、6 ページですが、13 款の町営住宅の使用料 137 万 4,000 円、それから滞納繰越分が 287 万 8,000 円、これが予算計上されています。これの徴収が可能だというふうな見込みで予算計上されたと思いますが、今までこの部分についてはどういうふうな形で、約 400 万円滞納分を含めて対応してきたのか。今になって予算計上、計画的なことだったらもっと前に予算計上すべきではなかったのかというふうには感じます。そこのところを説明をいただきたいと思ひます。</p> <p>それから、7 ページですが、障害者福祉サービスについては 2,300 万円、それから 8 ページの 15 の県支出金のところでも障害者福祉サービスの給付金が 1,100 万円というふうなことで、約 3,400 万円ばかりが補正になります。これは、今もう日にちがない時点で、いろいろな対象者がふえてきたのか、内容が変</p>
-----------	------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>税務課長 (松林光弘君)</p>	<p>わったのか、この辺を説明いただければと思います。</p> <p>それから、同じく7ページの地域の元気臨時交付金、これはもうそのまま見ますと、積立金のほうに充当されているように感じますけれども、予算計上して、ただこの収入介して支出にされる、積み立てするというふうなことであるのかなというふうに感じましたけれども、ここのところ説明をいただきたいと思います。</p> <p>それから、9ページの15款の県補助金の消防費の補助金ですけれども、この東日本大震災復興推進交付金4,318万円、これについての該当する事業が充当されるところがどの款になっているのか、お願いをしたいと思います。</p> <p>あとは、11ページの東日本大震災の復興の基金の繰入金、これらについても、次の12ページにも載っていますけれども、当初予算では繰り入れをしておいて、財源が入ってくればこれらをまた戻すというふうな手法をとっていますけれども、この手法でいいのかなという、毎回そういうふうな形で繰り入れを積んでおいたのを、当初予算計上するときに繰り入れを減額して財源として活用する、そしてまた金が入ってくれば、それをまた戻していくというふうな手法をとっていますけれども、最初から入ってくるものを計上したら、基金の出し入れをしないで、基金のほうにも利子とかそういうふうなものを稼げるのではないかというふうな感じがしましたので、これらについて答弁をいただきたいと思います。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>税務課長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>3ページの町民税の個人分の滞納繰越の件です。840万円の増加なんです、これは現時点の実績に基づいて額を出しております、2月分の前年度比で5.6%増となっております。それから、次の法人分の法人税割額の増額です。これは、法人税割は事業所の申告に基づいての予算計上となります。その増加の理由としましては、法人者数が9社増加と、業績の伸びと読んでおります。</p> <p>それから、次の固定資産税の1,400万円の増加です。今年</p>
-----------	--------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>財政課長 (橋本 章君)</p>	<p>度は、3年に1回の評価がえということで、土地、家屋、償却資産とも5%から10%の減額と当初予算では想定しておりましたが、その落ち込みがそれ以内ということで、この額の増加ということになりました。</p> <p>次のページ、4ページです。たばこ税の件です。たばこ税の2,300万円の増加です。これは、当初予算編成時は前年実績月1,500万円ということで計上しましたが、2月分までの実績で月当たり1,700万円、2,200万円の増加ということで、増加の計上ということになりました。</p> <p>以上です。</p> <p>財政課長。</p> <p>お答えを申し上げたいと思います。</p> <p>まず、最初に普通交付税の増額についてであります。今回の国の補正に伴う措置でありまして、従来普通交付税、調整されて若干減額になって調整されているわけですが、これが今回追加交付されるということでの1,000万円弱の補正となっております。</p> <p>次に、7ページの地域の元気臨時交付金についてでございます。これも、国の補正に伴うやつなんです。明確な算定根拠が示されておりませんが、充当事業といたしましては、今回補正をお願いしてございます町道の舗装補修事業に充当することとして計上してございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (中村恵一君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>それでは、6ページの13款使用料及び手数料のところの住宅使用料のところでございますけれども、当初段階では見込みとしてやります。その後、年収の調査をして額が確定をいたします。それと、今度は入退去がございますので、その辺の修正をして、見込みとしてこの分追加計上したということになります。</p> <p>それから、滞納繰越分につきましては、ほぼ実績の見込み分として計上してございます。</p>

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>介護福祉課長 (澤上 訓君)</p>	<p>以上です。</p> <p>介護福祉課長。</p> <p>それでは、14款国庫負担金の2項障害者福祉費負担金と、それから15款の県支出金の障害者福祉費負担金、このサービス給付費の負担金ですけれども、これは国4分の2、県4分の1、町4分の1の事業でございます、なぜこんなにふえたのかというふうなことだと思いますが、これは平成24年度に県から権限移譲された障害児通所給付費が見込み量を上回ったというふうなことと、それからデイサービス等就労系のサービスがふえたというふうなことが原因になっているかと思っております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>総務課 防災安全推進室長 (中野重男君)</p>	<p>答弁漏れありませんか。</p> <p>防災安全推進室長。</p> <p>9ページ、東日本大震災復興推進交付金についてお答え申し上げます。</p> <p>4,300万円、これにつきましては、国の経済対策補正予算関連の関係で、災害被災市町村に交付されたもので、基金に積み立てて必要時に取り崩して充当するという形になっております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>答弁漏れありませんか。</p> <p>3番。</p> <p>繰入金の調整の仕方が。(聞き取り不能)……繰入金を当初予算で崩して一般財源として使っているんだけど、また確定すればそこに戻すわけだ。本来、基金であれば個々の基金運用をしていくことによって基金が理財を得てふえていくわけだ。本来はそういうふうにあるべきではないかなと思うんだけど、その運用の仕方はいいですかというふうな。</p> <p>財政課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>財政課長 (橋本 章君)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>基金もそれぞれ目的を持っている基金でございます、今平野議員が言われている基金は、一般に一般会計の財源不足の際活用する財政調整基金を想定して言っているのではないかなと思います。ただ、今のこの復興にかかわる基金は、目的に沿った事業費が交付され、それを基金に創設して活用するということから、当然のことながら増減が事業の実施状況によってはそういうものが発生しますので、それに伴う予算の調整ということで理解していただければと思います。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出についての質疑を受けます。</p> <p>第1款、議会費から第4款、衛生費までについての質疑を受けます。</p> <p>15ページから27ページ。</p> <p>15番、馬場正治議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>3款民生費の高齢者福祉費、24ページの一番上の扶助費ですけども、町長寿祝金90万円の減額と、この長寿祝金に関しまして、昨日一般質問を申し上げた関係で、はっきりさせておきたいんですけども、長寿祝金90万円減額ということは、100歳到達時30万円支給する方3名分に相当するわけでございます。昨日の一般質問では、現行のおいらせ町条例長寿祝金条例の解釈につきましては、町長答弁は100歳到達したときに支給するんだという答弁で、問題ないという見解だったと思うんですけども、現場の担当課のほうでは、それに相反する運用を行っていたと。この合併してから7年間の間に、2名に対して99歳で支給していたということが明らかになったわけです。そのことについて何ら謝罪もなく、それをどうこれから対応するのか、なおかつその2件の事例は100歳到達前に死亡されたのか、99歳で支給を受けた後100歳まで生存したのか、その辺のところも確認して、今後の対応については明確にしていきたいと思います。これは、町長の見解と現場の担当課が相反する事業の運用</p>

答弁	佐々木議長	<p>をしていたということは、大変大きな問題と私は認識しておりますので、そこをまず、きのうの答弁の2件についての内容をご説明いただきたいと思います。</p> <p>答弁を求めます。 介護福祉課長。</p>
質疑	<p>介護福祉課長 (澤上 訓君)</p> <p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>昨日の一般質問の中でお答え申し上げましたが、今馬場議員おっしゃるように、運用上で間違いがあったというふうなことで、大変申しわけないと思っておりました。2人の方が100歳到達しなかったと、99歳と数カ月というふうな、その何カ月かというのがちょっと記憶に今ございませんけれども、その年度で到達になるというふうな方であったと思います。そういったことで、その2名の方々に支払われたものと思っております。</p> <p>15番。</p> <p>はい、わかりました。そうしますと、町長答弁にありました100歳到達した際に支給するという見解には、まさしく相反する業務の運用が行われていて、99歳で支給を受けた方は100歳到達前に死亡されたと。これについて、町のほうではこの長寿祝金、既に支給したものをどのようにされるお考えなのかをお聞きしたいと思います。条例に反して支給して、受け取った方も100歳まで到達していないわけですね。そこをどう埋め合わせされるのかをお聞きしたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>副町長 (西館芳信君)</p>	<p>答弁を求めます。 副町長。</p> <p>その2件交付した中で、一番新しいのが21年度の事案ということで、実はついこの一般質問に際して、その事案を初めて耳にしまして、まだ十分に論議するいとまがありません。これは、果たして返還を求めるべきものなのかということで、その際も若干話し合いには、町長を含めてなりましたけれども、確かに運用上はうまくなかったかもしれないけれども、一旦与えてしまったも</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>財政課長 (橋本 章君)</p>	<p>のをまたバックしてくれというのもどういふふうなものかなといふふうなことでとめ置きました、正直なところ。ですから、今後ちゃんとした見解を出さなければならないと。それなりに議会なり一般町民のほうからの動きがあれば、それなりの答えは出さなければならないだろうといふふうには思っております。</p> <p>財政課長。</p> <p>当時の事務を担当した課長として、当時のいきさつを説明してみたいと思います。</p> <p>合併に伴い制度が変わったということで、あの条文を読みまして、今記憶をたどれば、その年度に100歳に到達した人のみならず、する人も対象となるのではないかと判断し、今思えば亡くなった方にも、当時の町長と一緒に祝い金を持参しました。その結果、現在、あの判断として誤りであるということを指摘されておりまして、私のほうからも改めて深くおわび申し上げます。ただ、言えますことは、その当時私の判断でそういう事務を執行したわけで、誤りであったとは思っておりませんで、自分の勉強不足を今深く反省しているところです。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>まさに、その条例の文言の解釈の誤りですよね。町長の答弁は、100歳に到達する者と書いているけれども、到達した者に支給するんだという解釈をするから、このままでよいという答弁でした。しかし、担当課長は、到達する者という文章を解釈して、その年度内に100歳に達する者には支給してよいと解釈したと、私はそこをきのう強調したわけです。それを、なぜほかの条例の例も、国の条例もこういう文章なんですと、だから運用規則で一筆入れるんだと、それになぜこだわるのかと。同じ行政の責任者が間違えるような文章を、条例にそのまま修正しないで置いておくことが私には理解できない。なぜ、もっと間違いのないわかりやすい条例文にしないんですか。なぜそこにこだわるのか。ほ</p>

<p>答弁</p>		<p>かの例がそうだからこれでいいんだということでは納得しかねます。</p> <p>それと、健康保険税、固定資産税、所得税、それらすべからく間違いの徴収、間違いの支給等があれば、時効成立していないものについては追徴あるいは返還をしているはずですが。これらは、町民に明らかにしていますよね、間違っただけのものについては。どこの自治体でもそうです。この祝い金に関しても同じく対処すべきと私は考えます。間違っただけのものであるから返還いただきたい。これを、町民に対してつまびらかに公表すべきです。そこまで言いたくなかったんですけども、きのうは1時間という制限がありましたので、この予算のところでもう一度町側の姿勢をただしたいということで質問いたしました。条例文の修正、それから過誤による支給に対するその始末をどうされるのかをきちんと協議して、町民に説明をしていただきたいと思います。</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>副町長 (西館芳信君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>副町長。</p> <p>2つの点についてお答えいたします。</p> <p>条例文の修正ですけれども、するということでしたというふうには、到達したというふうな完了過去ということで要件が備わっていないというふうには、錯誤になるようなものを何でこだわるんだということですが、決してするということであっても、それは時勢とかそういう時間の流れの問題ではなくて、単に何々する人というふうなことで、それは何ら日本語として不自然なことではありませんし、実際そのように、私の口からだったかもしれませんが、大概の運用はそういうふうになっているということでして、それについて規則で補完とかちゃんとするという点については、いささか問題ないと思いますので、こちらのほうについては現行のままでいきたいなというふうに思っております。</p> <p>それから、過誤の支払いの件ですけれども、さっき話したような成り行きで出てきて、そして最後には、やっぱり既にその方々は亡くなっているというふうな、ちゃんと調べてみませんでしたけれども、今現在100歳以上の方々が2名おります。そういう人たちはその該当ではないということですので、亡くなっている</p>

		<p>ということで、そうすると遺族に云々、本人は亡くなっているというふうなことで、その辺が非常に難しいということで、そういうふうに解釈したわけですがけれども、その件につきましては改めて時間を設定して、内部で検討したいと思います。その結果についてもお知らせしたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	佐々木議長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>4番、檜山 忠議員。</p>
答弁	<p>4番 (檜山 忠君)</p> <p>佐々木議長</p> <p>企画課長 (田中富栄君)</p>	<p>18ページの2項の企画費の中の区分の15、工事請負費の中で、公共サイン等整備工事費の減額150万円になっていますけれども、過去に新幹線用の看板をという話がしてあって、それであれが予算がついたような気がするんですけども、それらの実行状況というのはどういうふうになったのでしょうか。</p> <p>企画課長。</p> <p>檜山議員にお答えをいたします。</p> <p>公共サイン等整備工事費の減額とあわせて新幹線のサインということですが、ここの予算は、今檜山議員がおっしゃったように、新幹線のPR看板のところ当初見込んでおりました。それで、私どもの課のほうで、実際に新幹線に職員を乗せて、ビデオ撮影をして、当初考えていました阿光坊の住宅のあたりの3差路のあたりのところで、大きな看板を立てて新幹線からどれぐらい見えるのか、またはその奥入瀬川の堤防側からどれぐらい見えるのかということで、現地にブルーシート等を張りながら、実際に新幹線からどのような状況で見えるのかということで、課を動員して実際にビデオを撮りながら見ました。そして、実際に見てみたところ、なかなか阿光坊についてはやっぱりかなり遠くて、大きくないとなかなか見えないだろうということで、通常のものではなかなかできないと。それから、土手についても、なかなかやっぱり見えるにはある程度大きくなければいけないし、堤防に加工することは、河川敷の中からできないというふうなことで、また実際に見ていくと、かなりの大きなものでなければならぬ</p>

		<p>ということでした。もう一回また実際に近くがあるのかなということで、新幹線に乗せながら見たんですけども、これとってこういう形がいいのではないかなと、適地の選定とかどこがいいのか、またはどれぐらいの大きさでというふうなことで、具体的にいろいろ検討したんですけども、ではここにこれぐらいの大きさでということには、なかなか内部で至らなかったため、今年度は見送るということにしました。</p> <p>新年度についても、まだではどこにということ、どれくらいだということになると、実際に場所を決めて大きさを決めないことには、なかなか額もできないのかなということで、3月では一応減額をし、当初はちょっと予算計上しないで、もうちょっと検討していきたいなというふうなことで考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>いろいろ調査したみたいなんです。それはそれでいいと思うし、無理無理予算がついたからと、それを実行する必要もないと思うし、ただ報告、もう2年ぐらいたつのではないかなと思うので、やはり経過報告をして、どうしてもだめであるならばだめということで、その上でこういうふうなマイナスにするのであれば、するというのを報告をしてもらいたいなど。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>12番。</p> <p>先ほどの馬場議員の質問に関連して質問させていただきます。</p> <p>長寿祝金の条例について、町側では二通りの見解があったと。条例に対して二つの見解なんていうことはあり得ないわけですが、どちらかが正しいのか、きちんとした形でもって統一を図ってほしいのですが、その統一を図ったものに対し、過去に誤って支給したというものについては、それは誤りは誤りとして素直に認め、返還請求をすべきところはすべきものではないでしょうか。これが住民の皆さんが、いや、何でこういうことがあったべとか、そういったことが起きないうちは、そのま</p>

答弁		<p>まずるずるとうやむやになるようであっては非常に問題だと思います。ですから、支給したものを、間違っただというふうなことで返してもらうことが、何のはばかりがあるのでしょうか。我々が税金を滞納して延滞したら、びりびり取られるじゃないですか。それは、なぜ内部で検討してからでなければ、その内部で検討したときに、ではどのような結論が導き出されるのかわかりませんが、行政としてかくあるべきということは、この条例一つ一つに関しても、一々検討しなければ結論を導き出せないのであれば大問題だと思います。そのあたりを、どのような観点から検討をいたすつもりなのか、そしてそれはいつごろまでにその結果というものをきちんと出すのか、方向性として行政執行のありようというものがあるはずでございます。ですから、それをしっかりと進めていただきたい、そのように思います。副町長、どうでしょうか。</p>
	佐々木議長	<p>答弁を求めます。</p> <p>副町長。</p>
	副町長 (西館芳信君)	<p>議員おっしゃるとおり、すぐやりますというふうな返事をしたいんです、実は。ところが、やっぱりこういうお金のやりとり、返還を求める際には、2年とか5年とか10年とかという時効が、それぞれの場合でまずはっきりとこれをクリアしなければなりません。今回の問題が該当するかどうかわかりません。でも、こういう問題があります。</p> <p>次に、人が亡くなっているということについては、必ず相続する人がまず普通はおりますので、相続する人がなければ、もうなくなった時点で回収は不可能ということに恐らくはなると思います。あったとしても、実際に相続が完了して、それ以上のものが相続したということで、それに足りなければ相続放棄しているのかもしれないし、いろいろな問題が考えられるわけですから、この場ではっきりすぐやりますというふうには言えないということで、ご了解をお願いいたします。</p>
	佐々木議長	<p>12番。</p>

<p>質疑</p>	<p>1 2 番 (柏崎利信君)</p>	<p>実際にいただいた方の状況というものが、今はまだ把握していないというふうなことで、この場ではすぐ即答はしかねるというふうなことでございますけれども、一応払ったということは、その時点でその方が生存していたとか、もしお亡くなりになっても遺族の方に支給するとなっているわけですから、それを相続する人間がいたわけでございますけれども、時効云々というのであれば、このような事案に関して時効は何年なのかとか、そういったことは今すぐにでもそれはわかると思いますが、一日も早くその期限が到来しないうちに対応をしていただき、きちんとした形でもって町側の確固たる姿勢を示していただきたい。間違っして支給したのだから、我々にはどうにもならないとか、そんなことがまかり通っては、これからも危うくて大変ですよ。誰かの口座に間違いで振り込んだと、それを本人が使ってしまったから、もう大変だというふうなことになったらえらいことですから、だからきちんとした形で対応していただくことを強く要望をいたします。答弁は結構でございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 3 番 (平野敏彦君)</p>	<p>3 番、平野敏彦議員。</p> <p>3 番、平野です。</p> <p>それでは、歳出の 1 5 ページ、総務費の 2 款 1 項 1 目の職員手当それから共済費 3, 3 2 0 万 1, 0 0 0 円、これについては退職手当組合それから退職組合特別負担金、共済組合追加費用負担金等が大きく減額になっています。これは、なぜ今の時期にこれだけの多額の減額をしなければならないのか。私は、特別ここの部分で人事異動とかそういうふうなものがあったわけでもないし、この減額の理由について説明いただきたいと思います。</p> <p>それから、1 8 ページの 3 目、情報政策費、これについては庁舎のネットワーク、それから職員のパソコン、こういうふうな中で機械器具費が 1, 4 0 0 万円、ネットワークの整備工事費が 3 7 6 万 2, 0 0 0 円、1, 7 0 0 万円ばかり、約 8 0 0 万円の額が今減額になっています。これは、予算見積もりが過大ではなかったのかなと私は思うんですけども、これについても入札の方法はどういうふうな形で行われ、多分前はたしか私が質問したときは、随契でやらせてくれというふうな話で確認していますけれ</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>総務課長 (松林由範君)</p>	<p>ども、随契でこれだけの不用額が出るぐらいの、どういうふうな形で交渉したのか、この経過、もっと積算をちゃんとやっていれば、こういうふうな減額補正というのはないのではないかと思いますけれども、私はちょっとここ解せませんので、説明をいただきたいと思います。</p> <p>それから、24ページの先ほどの15番それから12番議員の長寿祝金の件ですけれども、これについては副町長は、2名が亡くなっているというふうなこともありますということですが、何か社会福祉協議会の当事者に似通っているなというふうな感じがしています。私は、行政側の対応とすれば、きちんとした調査をして、遺族にも支給できるというふうなことで、遺族がかわってもらっている場合もあるわけですから、その辺はどういうふうな形態でどうなってどういうふうな状況になっているのが今現在どうなのかというふうな部分については、ちゃんと調査をして後日改めて議会にほうに報告をしていただきたいと思います。これは私は要請をしておきます。</p> <p>それから、25ページの民生費の災害救助費のところですが、この災害援護資金貸付金250万円減額になっています。ある程度見込みがあって予算計上したと思うんですけれども、これらについては該当者が本当に全然なかったのか、PRがどうなったのか、ここについても説明をいただきたいと思います。</p> <p>それから、27ページの衛生費の清掃総務費ですけれども、この十和田じん芥処理負担金1,900万円、負担金が今の3月末で減額になるというのは、例えば大きい工事をやって浮いたのが、その負担率によって減ったとかというふうなことなのか、ちょっとこのところ説明いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>総務課長。</p> <p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>総務管理費の退職組合負担金、退職組合特別負担金、それから共済組合追加費用負担金、これらについての減額の理由ということでございますが、退職組合負担金につきましては、給料の額に</p>
-----------	--------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長 企画課長 (田中富栄君)</p>	<p>一定の率で負担しているわけでございまして、確かにご指摘のように、このぐらいの額の減額ということはちょっと多いのかなと思っております。人件費については、当初予算計上した後、その後異動等がなければ3月に実績等を見ながら調整をするという形をとっておりますが、もしかすれば計上の際の過剰な部分があったのかなというふうに思っております。</p> <p>それから、退職組合の特別負担金、これについては例年結構大きい額の減額をするわけですが、この特別負担金につきましては、退職手当組合が退職者の退職金を支払っているわけですが、その退職金を支払って一定額以上のオーバー、退職手当組合のおいらせ町分が一定額以上の赤になった場合に発生する負担金ということで、退職者が何人いるかということに密接に関連しているわけでございまして、定年退職につきましては予測がつくわけですが、途中で普通退職あるいは勸奨退職については、年度当初ではちょっと予想がつかないということで、堅めの予算を例年要求をして計上していることですので、このような形での減額というのが例年出てしまっているわけですが、これについてはもう少しシミュレーションを精緻化した形で、できるだけ適正なものを計上していくようにしなければならぬのかなというふうに考えております。</p> <p>それから、共済組合の追加費用負担金につきましては、前年実績に基づく計上ということで、これについても当初見た時点で、こちらで前年実績で想定したものが、実際総務省のほうで算定してよこしたものがそれよりも少なかったという形で、こういう形になっているものと思いますが、ある程度はやむを得ない部分もあるのかなとは思いますが、まだもう少し正確な予測を立てられるものについては、きちんと予算計上をしていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>企画課長。</p> <p>平野議員にお答えをいたします。</p> <p>18ページの庁舎等ネットワーク整備工事費と機械器具費の件ですけれども、庁舎等ネットワーク整備工事費は、当初予算では</p>
-----------	--	--

		<p>1, 400万円ということで、予算を計上しておりましたが、実際見積もりをとった結果1, 023万7, 500円ということで確定したもので、よって376万2, 000円を減額するというものです。</p> <p>それから、機械器具費、これは先ほど平野議員もおっしゃったように、職員のパソコンなんですけれども、実際に入札を行ったところ、大分入札率でいくと約53%の入札率で、職員の205台のところその額になったということで、当初予算でいきますと4, 000万円ほど見込んでおりましたが、実際に確定した額が2, 542万円ということで、今補正に上げました1, 457万1, 000円が減額というふうなことで、主に入札残、入札による減というふうなことでご理解願いたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>環境保健課長。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>環境保健課長 (小向道彦君)</p>	<p>27ページ、十和田地域広域事務組合じん芥処理費負担金の減についてでありますけれども、これはごみ処理手数料、鉄、アルミ、紙類等の売り払い収入の増により減額となったものであります。</p> <p>以上でございます。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>介護福祉課長 (澤上 訓君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>災害援護資金についてご説明申し上げます。</p> <p>当初は2件分を予定して500万円見込んでいたわけなんですけれども、1件に今回終わったというふうなことです。</p> <p>PRしたのかということなんですけれども、これは3. 11以来PRしていましたけれども、これはあくまでも貸付金でございますので、借りたらまた返すというふうなものでございますので、なかなか我も我もと来るような貸付金ではないかなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	佐々木議長	3番。

<p>質疑</p>	<p>3 番 (平野敏彦君)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p>	<p>今説明を得まして、なるほどなというふうな思いもあります。</p> <p>私は今3月の、もうあと何日もなくて会計が終わるわけですが、やはりこれだけ減額をするということは金がだぶついているわけです。資金運用、本来これだけ落とせる財源があるのに、ぎりぎりまで遊ばせておいている。やはり、もっと資金運用的な部分からいったら、この金というのは、もっとほかにも回しながら使える部分があるのではないかと。いろいろな意味で、収入もしっかりですが、もっと前にこの補正なりそういうふうなものをしておいた金を、どういうふうな形で生かすかというふうな視点もなければならぬのではないかと。最後だから駆け込みで補正して減額してやっていく、基金のほうに回していくとか、金がないわけではなくて、余っているわけですよ。もっとこういろいろな意味で、では投資的な経費とかそういうふうなものにも充当できたのではないかなど。その除雪対策の経費だって、1回にやれるぐらいの金があるわけでしょう。こういうふうなものが非常に見通しが甘いなというふうな感じを持っています。各課長については、もっと精査をして予算積算をする、予算の執行状況のチェックをする、そういうふうな部分については誠意を持って当たっていただきたいと私は思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第1款から4款までの質疑を終わります。</p> <p>2時55分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時41分)</p> <p>休憩を取り消し、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 2時55分)</p> <p>次に、第5款、労働費から第9款、消防費までについての質疑を受けます。</p> <p>28ページから35ページ。</p> <p>14番。</p> <p>1点だけお伺いします。</p>
<p>質疑</p>	<p>14番</p>	<p>1点だけお伺いします。</p>

	(松林義光君)	33ページ、下田公園の野球場照明器具取付があります。これは何基取りつけて工事費が幾らかかったのか。それで、これは新年度予算で、たしか平野議員がこの質問はしていましたけれども、これは内野だけだと思っていましたけれども、その辺お伺いします。
	佐々木議長	分庁サービス課長。
答弁	分庁サービス課長 (日ヶ久保 昇君)	お答えをします。 つけた数は2基でございます。バックネットの両側に2基つけております。工事費は詳しくはちょっとわからないんですが、30万円ぐらいだったと思います。 以上です。
	佐々木議長	14番。
質疑	14番 (松林義光君)	2基取りつけて、これはこの2基で夜間練習ができるということとで、2基なんですか。その点お伺いします。
	佐々木議長	分庁サービス課長。
答弁	分庁サービス課長 (日ヶ久保 昇君)	最低内野ぐらいの練習ができればということ聞いてまして、その部分で2基にしたところです。 以上です。
	佐々木議長	14番。
質疑	14番 (松林義光君)	2基でけががなければいいかと、こう思っております。仮に、ナイターの試合ができるような状況にするとすれば、何基取りつけてどのくらいの経費がかかるのかお伺いします。
	佐々木議長	分庁サービス課長。
答弁	分庁サービス課長 (日ヶ久保 昇君)	全体のナイターでのやつは、ちょっと考えたことはありませんので、金額とかはわかりません。

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>以上です。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p> <p>3番です。</p> <p>28ページの5款、労働費の雇用対策費のところ、おいらせブランド街なかショップが減額378万6,000円、それから建設業農業経営進出事業委託料が856万5,000円減額になっています。この内容についてご説明をいただきたいと思います。</p> <p>それから、31ページの商工費の2目、小規模事業者再建支援事業費補助金1,700万円減額になっています。この中身についてご説明をいただければと思います。</p> <p>それから、32ページの道路橋りょう費ですけれども、ちょうど舗装補修工事が6,500万円今計上されました。これはどういうふうな形で、繰越明許になるか、どういうふうな対応をするのか、この中身を説明いただければと思います。</p> <p>あと、35ページの消防費のところですけれども、生活・経済活動復興支援助成金が2,100万円ほど減額になっております。この額が多額であるので、事業的な効果とかそういうふうなものがどうなのか。</p> <p>それから、積立金の4,318万円、これは収入のほうでもありますけれども、そのまま積み立てをして、どういうふうな用途に充てようとしているのか、この点についてお伺いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>商工観光課長 (小向仁生君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>平野議員にお答えいたします。</p> <p>まず、28ページ、労働費の雇用対策費の中の委託料2件ですけれども、初めにおいらせブランド街なかショップ運営事業委託料の378万6,000円の減額であります。これについては、本年5月、本来であれば4月からの予算執行になるわけなんですけれども、この事業の実施が5月にずれ込みまして、5月3名、6月3名、計6名の体制で現在桃川の駐車場のところで事業を展</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (中村恵一君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>開しているというふうなことで、この事業の執行のおくれによる減額というふうなことになります。</p> <p>それから、建設業農業経営進出支援事業委託料の856万5,000円の減額でありますけれども、これについても同じく、本年7月からの事業開始によって、そのおくれによるための減額ということであります。現在、11名雇用してこれに当たっているというふうな状況であります。</p> <p>それから、31ページの商工費、商工業振興費の中の負担金、補助及び交付金の小規模事業者再建支援事業費補助金なんですが、これに関しては、震災でもって被害を受けた小規模事業者、雇用が5名以下のところなんですけれども、ここに対して3分の1の補助をしましょうと、最高額が300万円ということで予算計上しました。当初は12社というふうなことで想定いたしまして、3,600万円ほど計上しましたけれども、実際あけてみまして、9社ほどが申請をいたしまして、その総額が、見込みでありますけれども、まだ決定はしておりませんが、1,890万円ほどになるというふうなことで、その分の減額というふうなことになります。その減額の主な理由なんですけれども、もう既にその助成金をもらっても事業を展開できないと、ですから廃業するというふうなところが主な理由だというふうに聞いております。</p> <p>以上です。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>それでは、32ページの町道舗装補修工事費の6,500万円ですけれども、今回の国の補正に伴うものでございます。場所は、路線名は本町2号線、場所は青銀からユニバースを経過しまして県道までの間、約420メートルを直そうとするものでございます。事業は繰り越しによって行うということになります。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>防災安全推進室長。</p>
-----------	---	--

<p>答弁</p>	<p>総務課 防災安全推進室長 (中野重男君)</p>	<p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>私のほうは2件とお聞きしました。生活・経済活動復興支援助成金の内容等でございますが、この助成金につきましては、住家あるいは住宅用地、非住家、自動車、それから農機具、漁船等などの生活支援、経済支援のために助成金を交付しているもので、被害の度合いによって交付、支援している形になります。現在、約3,000万円ほど支援させていただいているところでございます。</p> <p>それから、東日本大震災復興推進基金積立金4,300万円の件でございますが、これにつきましては、先ほど説明申し上げましたが、経済対策の関係の交付金ということで、町に交付されたものを積み立てをして、この生活・経済活動復興支援助成金として需要があれば活用するという内容でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>労働費のところについては、その事業執行のおくれというふうなことでありますけれども、そういうふうなものであれば、もっと早目にこの減額補正がなされてもよかったのではないかなと。次のところもそうですけれども、もっと12月とかそういうふうな段階でもう額が確定しているわけですから、早目にやることによって、この浮いた金が除雪経費とか、そういうふうなものにも充当できたのではないかなというふうな気がします。</p> <p>私は、この街なかショップについては、たまに顔を出してはいますが、土日休みが非常にちゃんとローテーションどおりになっているのかなというふうな、イベントとかそういうふうなものがあって、行くたびいつもメンバーがいて、休みはいつとっているのかなというふうな気がかりな部分の一つあるわけです。ですから、その辺はさっきの説明ですと、今人数もそれなりに対応しているようですが、この仕事のローテーションというのは、朝の8時に私が車で走るときには、もう旗を立てて外のほうは開店の準備をしています。8時前です。そうすれば、遅くまでそこは店をやっていますから、そういうふうなので、今の人数で営業体制が本当にスムーズにあって、休みもとれているのかどうか、こ</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>企画課長 (田中富栄君)</p>	<p>このところをぜひお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>建設業の関係については、事業開始がおくれたものの、11名の雇用がなされたというふうなことですけれども、私はいろいろな意味で起業者、この辺についても育成できるのではないかなというふうに感じました。特に、今このブランドの関係では、町が力を入れておりますへっちょこ汁の部分では、この起業者の育成のための資金とかそういうふうなものを活用できないのかなと。個々にその事業対応だけで補助金を出すというふうなやり方ではなくて、将来的にこれは商売として起業をするんだというふうな体制づくりをして、育てていくというふうな思いがないのか。ここのところ2点お聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>あとは、道路のほうは、路線も場所も了解しました。</p> <p>あと、消防費のところですが、生活・経済復興支援については、私はなぜ2,146万1,000円減額になったのかというふうなことを聞いているわけで、住宅用地、生活支援、いろいろな部分で3,000万円使ったと言っているんだけど、総体的に幾らの事業費でこの2,146万1,000円が余ったのか、ここのところをもう1回説明をいただきたいと。</p> <p>それから、その下のほうのところ、東日本大震災の復興ですけれども、国から経済対策として交付されたのはわかります。では、この経済対策として交付されたものをどう生かしていくのか、積み立てっ放しでしておくのか、この辺は将来の活用の仕方というのはどう考えているのか、ここのところをお聞かせいただきたいと。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>企画課長。</p> <p>街なかショップのシフトのことについてお知らせをします。</p> <p>基本的に、週休2日制をとっております、あとはシフトということで、お店が土日もやっているということでシフトをとっています。</p> <p>また、早出というふうなことで、お店は9時から7時までですけれども、搬入業者もありますので、早目に8時とかに来て搬入業者に対応するというふうなこともしておりますし、基本的に8</p>
-----------	--------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>商工観光課長 (小向仁生君)</p>	<p>時間勤務ですので、遅く来て7時、閉めると7時半とか8時近くになるということで、その辺の早出、遅出のシフトと、あとは曜日のシフトということで、交代で出勤をしている状況であります。</p> <p>以上です。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>起業家の育成のための資金活用ということで、町ではそういうことは考えないのかというふうなことなんですけれども、先ほど申しました建設業の関係については、これは国の補助が入っての事業でもって雇用をなささいというふうなことが入ってるものですから、なかなか町単独で起業家のための育成のメニューを考えて、そこに補助金をというふうなことには、今のところちょっと考えてはおりませんでした。ただ、インテリジェントプラザ、八戸でございます、そちらのほう、それからあと商工会さんのほうには、いろいろな情報が流れてきております。起業家に対する資金援助、それから融資の制度、それらを十分にうちの方でもPRしながら、今後そのような起業家がおるようであれば、後押ししたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>総務課 防災安全推進室長 (中野重男君)</p>	<p>防災安全推進室長。</p> <p>それでは、2点お答えしたいと思います。</p> <p>まず、先に生活・経済の関係の減額の理由ですけれども、あくまでも形は減額ですけれども、生活再建の助成については、まだ年限が長くありますので、年度区切りの減額とご理解いただければと思います。あくまでも生活支援はまだ続く、それから生活の状況によって、これから家を直したいという方もおりますし、終わった方もいます。という流れの中で、年度区切りの形をとらせていただいたと、生活支援は今後もまだ続きますので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>それから、基金の積み立ての活用方法ですが、今回のこの部分につきましても、これから住宅を新築する方が対象になる交付金の内容と理解しております。よって、これから条件がきちんと合</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>えば活用はできる形になりますので、そのときにはきちんと助成をしたいと考えておるところです。ただ、今のところはまだ、この活用については積み立てをして、対象者があらわれるまで待つという形でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>先ほど商工観光課長の言う起業家は町単独では考えていないというふうな、今現在のところそういうふうな答弁ですけれども、私は三沢市の雇用対策、今補助事業でやっていますけれども、三沢の場合は、いろいろな形で3人以上で新しい事業を立ち上げようというふうなグループに対しては、応募させてそれを審査をして、補助をして育成しようというふうな取り組みをしています。実際にその中で企業化して商品化をして成功している何組かの事例も紹介されています。やはり、私は若い方々の感性、そういうふうな持っているものを生かすには、既存の企業ではなくて、やっぱりそういうふうなチャンスを与えてやって、行政が育てていくというふうな視点もなければだめではないかと。できかかったり完成に近いところについて手を入れて、自分たちが応援したというふうな感覚ではなくて、もっと下から支えてやって行政が支援したというふうなことになるのではないですか。その辺をぜひもっと視点を変えながら、また他の自治体の事例も参考にしていたいただければと思います。</p> <p>この消防のところですが、私は生活支援についてはまだ期間があるから、一応年度、年度の精算でずっと続けていきますよというふうなことで了解しました。この部分で、大震災の復興交付金の積立金、2,000円とここにありますが、私は昨年の災害関係で職員の超過勤務の支給について質問した際に、全額支給しますよというふうなことで、災害対策費、超過勤務が昨年は決算見ましたら、時間外この消防費のところでは災害対策費として400万円ほど支払いされています。そういう中で、この職員、全国からの支援金、義援金が来たわけですが、この400万円支払った中で、職員がこの義援金、支援金に対してどういうふうな対応をしたのか、超過勤務100%支払ったんだ</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>副町長 (西館芳信君)</p>	<p>けれども、その中で自分たちも、では支援金、義援金、幾らかでも浄財を出して復興に役立ちたいというふうな職員の思いというのが、どのぐらいの額になったのかわかりますか。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>副町長。</p> <p>その浄財が決裁として上がってきた段階で、ほとんど役場の個人ですけれども、かなりの人員はありました。ただ、それをトータルはしませんでしたので、それはちょっと不明です。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>私は、行政側もちゃんとそれなりに100%理解して支給したと思うんです。働いたと、町長も、予算的にもそういうふうに配慮した、でも関係のない人方がいっぱい町に対しての思いを込めて寄附なりそういうふうなものをしているわけで、私はやっぱり職員の部分の把握もちゃんとしておくべきだし、あとで課長からでも結構ですから、総額このぐらいになっているというふうなものだけでもお知らせをしていただければと思います。やはり、その中でやっぱり町長の思いがどういうふうに職員におりていって伝わっているか、私は確認したいと思いますのでよろしく願います。終わります。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>町長。</p> <p>大変ありがたいご指摘くださりまして、ありがとうございます。実は、職員の中でも自主的に内部で情報交換して、その時間外手当を全額寄附した方々も数名おると聞いております。そしてまた、余り乗り気でなかった方々もおるとも聞いておりまして、全員ではないと思いますが、大方の職員は幾らかであれ寄附したいという思いで協力してくださったなと思っておりますので、詳しい金額とかはどうしても必要であれば、後で出しますのでよろ</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>しくお願いします。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>4番、檜山 忠議員。</p> <p>32ページの8款の土木費の2項、除雪対策費の15工事請負費のところ、防雪柵の組立収納工事費が591万円マイナスというふうな事になってはいますが、これはこの柵が何カ所ぐらいあって、トータルの金額が幾らでこういうふうなマイナスになっているのか、やらないところもあつたのかなというふうに思はいますが、これ1点と、あともう1点、34ページの9款の消防費のほう、消防施設費なんです、この中のやっぱり15の工事請負費の中の防火水槽設置工事費、マイナス85万2,000円というふうな事になってはいますが、これは総予算が幾らで、何トンの水槽をつくつたものか、それをちょっと教えていただきたい。この2点です。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (中村恵一君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>32ページの防雪柵組立収納工事費591万6,000円ということですが、これは通称ジャスコ道路の件でござはいますが、現在ついてはいるのは904メートルついてはいます。この額は、実は24年度で県工事でもって防雪柵をつけていただくということで、その分の防雪柵の組み立て費を計上してあつたものです。ただ、昨年の春先の道路が相当壊れまして、防雪柵ではなく舗装補修に切りかえたために、そのつくろうとしていた防雪柵分の組み立て収納分がこの分減額になるということではござはいます。</p> <p>以上でござはいます。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>総務課 防災安全推進室長 (中野重男君)</p>	<p>防災安全推進室長。</p> <p>防火水槽の件でお答え申し上げます。</p> <p>全体事業費は900万円ぐらいと記憶してはいますが、設置工事につきましては1カ所ではござはいます、実績で約800万円と</p>

質疑	佐々木議長 4番 (檜山 忠君)	<p>いうことで記憶しております。数量は40トン級でございます。</p> <p>4番。</p> <p>32ページの防雪対策費のこれはわかりました。変更になったということで。</p> <p>この次の消防費のほうの関係なんです、何か話を聞くと、今水槽のほうは余りつくらないようにしていて、消火栓のほうを重点的にやっているんだというふうな話を聞いたんですけども、この設置した場所は教えられないんですか。どこに設置したかというのは。</p>
答弁	佐々木議長 総務課 防災安全推進室長 (中野重男君)	<p>答弁を求めます。</p> <p>防災安全推進室長。</p> <p>説明が足りませんでした。百石幼稚園の近くのところに設置をいたしました。</p>
質疑	佐々木議長 4番 (檜山 忠君)	<p>4番。</p> <p>それは、恐らく消火栓やそれがないところというふうなことでの設置だと思うんですけども、どうなんです、これから水槽をいろいろな場所の条件等のそれらがそろえばつくっていく、それも可能性がありと考えてよろしいのでしょうか。</p>
答弁	佐々木議長 総務課 防災安全推進室長 (中野重男君)	<p>防災安全推進室長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>防火水槽と消火栓、私どもは消火栓だけに頼るということではなく、防火水槽にだけ頼るということではなく、地域の状況を勘案しながら、水道管の大きさが条件にもありますので、それらの地域の特徴を見ながら、防火水槽対策できる部分、それから消火栓が適切な部分を、消防署のほうと相談しながら計画をしているところです。</p> <p>以上です。</p>

	<p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第5款から第9款までの質疑を終わります。</p> <p>次に、第10款、教育費から第12款、公債費までについての質疑を受けます。</p> <p>35ページから41ページ。</p> <p>1番、高坂議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>1番 (高坂隆雄君)</p>	<p>まず、最初に議長に確認をしたいんですが、先ほどの平野議員の質問、答弁につきましては、たしか4回だったと思いますが、これから4回でしょうか。(議員の声あり)</p> <p>では、質問をいたします。</p> <p>40ページです。10款教育費の5項1目19節負担金、補助金及び交付金のところで、北奥羽総合体育大会出場補助金、この内容と、次にスポーツ少年団等大会出場補助金71万7,000円あります。このスポ少に対する補助金は、当初予算が幾らだったのか、それで今回71万7,000円の補助補正なんですが、その内訳をお知らせください。スポーツ少年団等とありますから、その辺も含めてお知らせください。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>スポーツ振興課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>スポーツ振興課長 (北向 勝君)</p>	<p>高坂議員の質問にお答えします。</p> <p>まず、最初に北奥羽総合体育大会出場補助金については、今年度出場予定だったチームが出場できなくなったために、県の代表になれなくて、その分の減額ということになりました。</p> <p>続いて、スポーツ少年団等大会出場補助金71万7,000円の増額の根拠ですけれども、12月の時点で全国大会等に出場するスポーツ少年団、木ノ下ファイターズ初めスケートスポーツ少年団、百石小学校ミニバススポーツ少年団、百石サッカースポーツ少年団、ソフトテニススポーツ少年団、合わせておよそ132万1,000円ほどの事前協議の結果の補助予定の総額でありました。これに対して、当初予算が200万円でしたけれども、そ</p>

		<p>の残額に対して必要と思われる所要額で71万7,000円を計上したところです。</p> <p>それと、もう1点、おいらせ町スポーツ少年団等大会出場補助金交付要項で、この運営をしておりますけれども、等に該当する団体ということで理解しましたけれども、実はスポーツだけではなくて、文化部門も含めてこの要項で運用しております。具体的には、吹奏楽の大会等で県大会に出場した木ノ下吹奏楽部がごいますけれども、この件に関して、この要項で運用をして補助金を出しております。</p> <p>以上です。</p> <p>1番。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>1番 (高坂隆雄君)</p>	<p>よくわかった部分とわからない部分がありましたので、もう一度質問しますが、当初予算はスポ少に対しては200万円だったということですね。それで、今回の71万7,000円の補正なんですけど、スケート、サッカー、ソフトテニスとかいろいろあるみたいなんです。その中で、71万7,000円の中で一番多額な補助額が幾らなのか、それがどのチームなのかお知らせください。そして、先ほどの北奥羽の件につきましては、何の部というか何のスポーツが行く予定だったのか、その辺を具体的にお知らせください。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>スポーツ振興課長 (北向 勝君)</p>	<p>スポーツ振興課長。</p> <p>ただいまの件で、百石サッカースポーツ少年団が59万9,120円という事前協議の結果で査定しております。</p> <p>それから、北奥羽総合体育大会に出場予定でできなかったチームというのは、グラウンドゴルフ協会であります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>1番 (高坂隆雄君)</p>	<p>1番。</p> <p>3回目ですので。</p> <p>71万7,000円のうち、一番多いのが百石サッカーに59万9,000円ほどだということなので理解をいたしました。たしか</p>

		<p>1号議案で私はスポ少の件を持ち出したんですが、やはり一生懸命練習をして、地区大会優勝なり県大会優勝、または東北大会、全国大会とこう進まれるということは、本当に親御さん初め一生懸命なさった結果だなと思います。当然、県外なんかに出る場合は費用が発生しますので、そのスポ少の木ノ下の野球部でも一生懸命と寄附金集めながらやっているそうですが、当然というか町からもこういうふうな形で、幾らかはわかりませんが援助してただけということ是非常にありがたいことだと思います。それと別に、いずれスポ少のあり方についてはご議論をしたいと思えます。よろしくお願ひします。</p>
質疑	<p>佐々木議長 4番 (檜山 忠君)</p>	<p>ほかにございませんか。 4番。 39ページ、一般質問で質問した手前もありますので、教育費の中の8目、阿光坊古墳群についてですが、ここ委託料、工事請負費、公有財産購入費と全てマイナスになっていますけれども、これはどういう理由でこういうふうになっているんですか。早く完成をしてほしいと願っているのに、理由を教えてください。</p>
答弁	<p>佐々木議長 生涯学習課長 (柏崎尚生君)</p>	<p>生涯学習課長。 檜山議員にお答ひします。 全てマイナスということで、これはその年度の工事の発注と、または用地の購入も含めてですが、予定されていた部分の入札の残の部分でマイナスなのがあります。それから、土地購入費ですけれども、当初駐車場予定地として広い面積の購入を予定しておりました。交渉した結果、その用地の購入には至らなかったと、道路を広げる部分のみということになりまして、その部分減額をした補正になっております。 以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長 4番</p>	<p>4番。 用地購入が思うような購入ができなかったということなんです</p>

答弁	(檜山 忠君)	が、それはこれからもなかなか購入ができないということなんですか。たまたま期間的なそれらがなくて購入できなかったということなんですか。
	佐々木議長	生涯学習課長。
	生涯学習課長 (柏崎尚生君)	用地の購入について、これからということですが、今現在と申しますか、この予算に盛り込まれている部分の用地につきましては、地権者がその土地をそのままずっと使いたいという思いがありまして、町の要望にはなかなか応じられないということでした。ですので、その土地についての駐車場用地ということは諦めました。別なところを今模索している状況であります。 以上です。
質疑	佐々木議長	4番。
	4番 (檜山 忠君)	大体全体の完成予想ができていと思うんですけども、それらに影響ないんですか。別な用地を見つけて、それに相当する完成規模のそれになると考えてよろしいですか。
答弁	佐々木議長	生涯学習課長。
	生涯学習課長 (柏崎尚生君)	全体の計画に影響があるかないかということです。全体の計画というのは、古墳群の公園として、史跡公園としての計画の部分ではない、そこへ通じる部分の通路の部分の広げる用買を今回しまして、あわせて駐車場ということで、断念しましたが、その駐車場の部分に関しては来年度以降、25年度以降に何とか交渉して、違う場所を、いきたいと考えております。あと、それ以外のトータルの計画の部分に関しても、順次進めていきたいと思っております。 以上です。
	佐々木議長 (議員席)	ほかにございませんか。
	佐々木議長	なしと認め、第10款から第12款までの質疑を終わります。 **なしの声**

当局的説明		<p>以上で、歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>ここで時間延長をいたします。</p> <p>次に、第2表、繰越明許費補正及び第3表、債務負担行為補正並びに第4表、地方債補正についての質疑を受けます。</p> <p>議案書の106ページから108ページ。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長	<p>なしと認め、第2表から第4表までの質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第18号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
佐々木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>	
佐々木議長	<p>次に、日程第22、議案第19号、平成24年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>環境保健課長。</p>	
環境保健課長 (小向道彦君)	<p>それでは、議案第19号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ4,040万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,957万1,000円とするものです。</p> <p>歳出の主な内容につきましては、保険給付費の精査により、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費を追加するほか、額の確定により共同事業拠出金を減額するものであります。</p> <p>歳入の主な内容につきましては、国庫負担金の療養給付費当負担金と県補助金の普通調整交付金を追加するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>	

<p>当局の説明</p>	<p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を受けます。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入全款についての質疑を行います。</p> <p>3ページから6ページまで。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出全款についての質疑を行います。</p> <p>7ページから11ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第19号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>学務課長 (堤 克人君)</p>	<p>次に、日程第23、議案第20号、平成24年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>学務課長。</p> <p>それでは、議案第20号についてご説明を申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ43万7,000円を増額し、予算の総額を1,615万2,000円とするもの</p>

		<p>でございます。</p> <p>その内容をご説明申し上げますと、歳入では寄附金がありましたことから、寄附金を43万7,000円増額。また、奨学資金貸付金収入が一括償還などもありまして、当初見込みよりも多くなりましたことから、180万6,000円を増額いたしております。これによりまして、基金繰入金を同額減額するものでございます。</p> <p>歳出におきましては、寄附金を基金に積み立てるため、43万7,000円を増額するものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入、歳出とも全款についての質疑を行います。</p> <p>17ページから18ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(議員席) **なしの声**</p> <p>佐々木議長 なしと認め、歳入、歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(議員席) **なしの声**</p> <p>佐々木議長 なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第20号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(議員席) **なしの声**</p> <p>佐々木議長 異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>佐々木議長 次に、日程第24、議案第21号、平成24年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p>
--	--	---

<p>当局の説明</p>	<p>地域整備課長 (中村恵一君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>それでは、議案第21号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ385万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億562万8,000円とするものであります。</p> <p>その内容は、歳出では、事務事業等の精査により水洗便所改造等奨励金などの所要額を減額するほか、事業費の確定に伴い馬淵川流域下水道事業費負担金を減額し、歳入では、受益者分担金及び負担金などを追加するほか、公共下水道事業債及び一般会計からの繰入金を減額するものであります。</p> <p>また、第2表、地方債補正につきましては、事業費の確定見込みにより借入限度額を補正するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入、歳出とも全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、歳入、歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、第2表、地方債補正についての質疑を受けます。</p> <p>118ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、第2表についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第21号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>

当局の説明	(議員席)	***なしの声***
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	次に、日程第25、議案第22号、平成24年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (中村恵一君)	それでは、議案第22号についてご説明申し上げます。 本案は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ74万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,210万7,000円とするものであります。 その内容は、歳出では、事務事業等の精査により、古間木山地区処理施設維持管理業務委託料等の所要額を減額し、歳入では、一般会計からの繰入金を減額するものであります。 以上で説明を終わります。
	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入、歳出とも全款について質疑を受けます。 29ページから30ページです。 質疑ございませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	佐々木議長	なしと認め、歳入、歳出全款についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第22号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。	
(議員席)	***なしの声***	

当局の説明	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	次に、日程第26、議案第23号、平成24年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。
	介護福祉課長 （澤上 訓君）	それでは、ご説明申し上げます。 本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ389万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,460万6,000円とするものであります。 その主な内容であります。歳出においては、保険給付費の増額と、地域支援事業費については事務事業の精査により減額するものでございます。 一方、歳入においては、保険料、繰入金を増額し、保険給付費の増額分については、法で定められた割合で交付金等を増額するものであります。 以上でございます。
	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入、歳出とも全款についての質疑を行います。 33ページから43ページまでです。 質疑ございませんか。
	（議員席）	***なしの声***
	佐々木議長	なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
（議員席）	***なしの声***	
佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。	

当局の説明	(議員席) 佐々木議長	これから議案第23号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	次に、日程第27、議案第24号、平成24年度おいらせ町霊園事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 環境保健課長。
	環境保健課長 (小向道彦君)	それでは、議案第24号についてご説明申し上げます。 本案は、歳入につきまして、霊園使用料を追加し、一般会計から繰り入れを減額し、調整するものであります。 以上で説明を終わります。
	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入、歳出とも全款についての質疑を行います。 49ページから50ページです。 質疑ございませんか。
	(議員席) 佐々木議長	**なしの声** なしと認め、歳入、歳出全款についての質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席) 佐々木議長	**なしの声** なしと認め、討論を終わります。 これから議案第24号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席) 佐々木議長	**なしの声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

当局の説明	佐々木議長	<p>日程第28、議案第25号、平成24年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>環境保健課長。</p>
	環境保健課長 (小向道彦君)	<p>それでは、議案第25号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ34万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,136万9,000円とするものです。</p> <p>歳出の主な内容につきましては、保険基盤安定負担金の確定により、後期高齢者医療広域連合納付金を追加するものであります。</p> <p>歳入の主な内容につきましては、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金を追加するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	佐々木議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入、歳出とも全款について質疑を行います。</p> <p>53ページから54ページ。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	佐々木議長	<p>なしと認め、歳入、歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	佐々木議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第25号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
佐々木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>	

<p>当局的説明</p>	<p>佐々木議長</p> <p>病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>次に、日程第29、議案第26号、平成24年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。</p> <p>当局的説明を求めます。</p> <p>病院事務長。</p> <p>それでは、議案第26号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、当初予算の第3条に定めました収益的収入及び支出の既決予定額から2,880万7,000円を減額し、予算の総額を9億17万5,000円とするほか、第4条に定めました資本的収入の既決予定額から960万円を減額し、収入予算の総額を1億1,496万7,000円とし、資本的支出の既決予定額から1,592万4,000円を減額し、支出予算の総額を1億3,491万4,000円とするものであり、資本的収入の不足額1,994万7,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金を充当するものであります。</p> <p>その内容について申し上げますと、第3条では、事業収入並びに事業費用ともに収入見込額と支出見込額によります計数整理が主なるものであり、第4条につきましても、事業費の決算見込みによる計数整理であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>本案については、議案書と補正予算実施計画により一括で質疑を行います。</p> <p>議案書の131ページから132ページ、実施計画の55ページから62ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p> <p>それでは、議案書の131ページで質問いたします。</p> <p>今事務長の説明ですと、第3条に定められた収益的事业収益のところはトータル補正後が9億17万5,000円、それから事業費用の支出の事業費用のところと同じく9億17万5,000</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>非常に厳しい状況にあるというふうなことで、事務長の報告がありますが、私は病院の外来収益のほうでは290万円、約300万円ぐらい収益増を見込んでいますけれども、やはり医療スタッフがそれなりの経営意識を持たなければ、病院は大変だ、立ち行かなくなるのではないかというふうに前々から言っているわけで、今十和田病院なんかは、法全適とかいうふうな形で、行政分野とのひとつ距離を置いた形での経営努力をしようというふうな方向づけになっています。そういうふうな中で、当町の病院のドクターについては、非常に帰りの時間が早いというふうな、役場の職員よりも早いのではないか、5時になればもう帰る医者がいるというふうな声があるわけで、やっぱりこれらについては、開設者が町長ですから、定期的に院内の会議、そういうふうなものにも顔を出して、やっぱりドクターといえども企業意識を持ってもらうというふうなものの働きかけをすべきではないかと、赤字になってからでは手おくれですから、やはりドクターそれから看護師の管理職の部分については、常に経営を意識した対応をしてもらうように、町長からも最低四半期ごとでもいいからチェックをしていただくというふうなことで、私はお願いをしたいと思います。</p> <p>医者については、確保がなかなか容易でないのはわかりますけれども、だからといって野放しで、医者のそういうふうなサラリーマン的な部分でいいというふうなことでは私はないと思いますので、いろいろな形で、診療手当そういうふうなものも他の病院と比べて安いわけではなくて、それ相応の手当を出しているわけですから、そういうふうな意味では、ぜひ心してこの病院経営に当たってほしいというふうなことで、要望して終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>15番。</p> <p>ただいまの病院事業会計のところの説明書のほうでございます。よろしいですか。56ページ、その他の医業外収益の1節、医療事故保険金100万円、これについて中身を説明いただきました</p>

答弁	佐々木議長	病院事務長。
	病院事務長 (山崎悠治君)	<p>それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。</p> <p>この医療事故保険金でございますけれども、これは裁判が始まった時点で、弁護士のほうに依頼をしたわけなんですけれども、このときの着手金額が126万円という着手金を保険により支払っておりますが、これ以外に弁護士の活動費用ということで、例えばこちらのほうに、裁判所のほうに来る際の日当、それから交通費、それから調査費、そのほか事務経費、これらのものを見込んでおります。それで、今回は4月から弁論準備等を重ねてきておりまして、今年度の3月18日で一応8回ほど見込んでおります。それらにかかる利用旅費等、日当、これらでございますが、そのお金の調査費、この今回の裁判に係る死亡した病名ですね、全結腸型壊死性虚血性大腸炎という病名でございますけれども、これらに関するまずは専門的な知識を持つ方から調査をしていただくという弁護士の提案もありまして、その分も見込んでの100万円だったんですけれども、まだその調査につきましては、今のところ見合わせております。以上が主な経費の内訳となっております。</p> <p>以上で終わります。</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>いいですか。ほかにございませんか。</p> <p>***なしの声***</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>***なしの声***</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第26号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>***なしの声***</p>
佐々木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>	

